

令和 8 年 8 月 2 6 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第33号	令和8年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検・評価報告書について	… 1
議案第34号	唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について	… 2
議案第35号	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する 条例制定に係る意見について	… 17
議案第36号	唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見につ いて	… 21
議案第37号	唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 制定に係る意見について	… 28
議案第38号	唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 制定に係る意見について	… 32
議案第39号	唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見 について	… 36

2 協議事項

唐津市小中学校屋内運動場空調設備整備計画の策定について	… 46
-----------------------------	------

3 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告事項

① 令和7年度決算について（教育総務課）	【資料当日配布】
② 令和8年度体育大会・運動会及び修学旅行の実施状況について （学校教育課）	… 53
③ 令和8年度唐津市教育文化祭の実施について（学校教育課）	… 54
④ 共催及び後援について（教育総務課）	… 55
⑤ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 56

(3) その他

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和8年9月24日（木） 14時00分
会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 33 号

令和 8 年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検・評価報告書について

令和 8 年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・
評価報告書は、次のとおりとする。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

令和 8 年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・
評価報告書

別冊のとおり

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定によ
り実施した唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検・評価報告書を別紙のとおり作成したので提案するものである。

別 冊

令和 8 年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の

点検・評価報告書（令和 7 年度実績）

令 和 8 年 月

唐津市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の結果について報告します。

令和 8 年 月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要	・ ・ ・ 1
1 唐津市教育委員会の運営状況に関する点検・評価	・ ・ ・ 3
教育委員会の運営状況に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 5
2 「唐津市の教育の基本方針」に基づく取組の実績に関する点検・評価	・ ・ ・ 6
I 唐津の未来を担う人づくり	
(1) 自己実現を図る学校教育の推進と国際社会へ対応する力の育成	・ ・ ・ 7
取組の実績に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 35
II 郷土愛を育み 心豊かな人づくり	
(2) 文化芸術・読書を通じた子育て支援と学びの場の提供	・ ・ ・ 38
取組の実績に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 46
(3) 地域社会をつなぐ人づくり	・ ・ ・ 47
取組の実績に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 57
(4) 文化財の保護と伝統文化継承の支援	・ ・ ・ 59
取組の実績に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 67
III 共に認め合い 支え合う人づくり	
(5) 人権・同和問題に対する啓発活動	・ ・ ・ 69
取組の実績に関する有識者意見（外部評価）	・ ・ ・ 76

〈教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要〉

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成20年度から実施しています。(同法第26条第1項)

点検・評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。(同法同条第2項)

また、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で基準等を定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで、今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

1 点検・評価の内容

- (1) 令和7年度唐津市教育委員会の運営状況
- (2) 令和7年度「唐津市教育の基本方針」のうち、重点目標単位の取組にかかる主な実績

2 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価については、原則、現在市長部局が行っている評価方法に基づき、次による評価の基準を設定しました。 【15点満点】

合計採点数	区分	評価結果に基づく改善等の内容
13点以上	適当	重点目標を達成するために事業が計画どおりに進められており、効果の面においても十分成果が上がっています。
10点以上13点未満	改善	重点目標を達成するために、事業は概ね計画どおりに進められているが、一部の事業において手法及び内容について一定の工夫及び検討の必要があります。
6点以上10点未満	改革	重点目標を達成するための事業の成果が低く、手法、内容、規模、実施主体等の見直しや検討が必要です。
6点未満	廃止	重点目標を達成するための事業の成果が極端に低く、事業の抜本的見直し、休・廃止等の検討が必要です。

- (2) 教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、所管課による自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

[有識者]

氏 名	所 属
中江 章	前唐津市租税教育推進協議会委員
山口 ひろみ	社会教育委員
坂本 和之	唐津市子ども会連合会事務局長
板橋 江利也	元佐賀大学教授

3 審議の経過

- ・令和8年4月23日
4月定例教育委員会において実施方針を協議
- ・令和8年7月27日～令和8年8月7日
有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取
- ・令和8年8月26日
8月定例教育委員会において報告内容を議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 唐津市教育委員会の運営状況に関する点検・評価

(1) 教育委員会の概要

① 教育委員会の設置目的

教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性を確保することを目的としています。

② 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、地域の学校教育及び社会教育並びに文化、スポーツ等に関する事務を所管する機関として、すべての都道府県及び市町村に設置されています。なお、本市において、文化、スポーツ（学校における体育を除く）は、市長部局が所管しています。

地方公共団体の首長から独立した行政委員会として位置づけられ、教育長及び委員をもって組織されており、会議を通じて教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務を執行します。

教育長及び委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

教育長の任期は3年、委員の任期は4年。（ともに再任可）

③ 唐津市教育委員会の定数

教育長及び4人の委員

※根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条

④ 唐津市教育委員会 [令和7年4月1日現在 在職者]

職 名	氏 名
教育長	栗 原 宣 康
委員（教育長職務代理者）	篠 原 智 文
委 員	宮 崎 美 和
委 員	石 山 貴 子
委 員	佐 伯 玄一郎

(2) 教育委員会の主な活動内容

① 教育委員会会議

●開催回数（総計 13 回）

- ・ 定例会 12 回（毎月 1 回開催）
- ・ 臨時会 1 回（3 月 1 回）

●議決の状況：付議事項数・・・44 件

- ・ 議会提出議案に対する意見 . . . 2 件
- ・ 教育委員会規則・規程の制定・改廃 . . . 8 件
- ・ 基本方針・計画の策定 . . . 8 件
- ・ 職員の人事関係 . . . 1 件
- ・ 協議会・審議会委員の任命・委嘱 . . . 17 件
- ・ その他 . . . 8 件

●傍聴者数

- ・ 延べ 3 人

●会議内容の公表方法

- ・ 議事録を作成し、市公式ホームページにて公表

●公表内容

- ・ 開会及び閉会に関する事項
- ・ 教育長及び出席委員の氏名
- ・ 会議に出席した教育委員会事務局職員の氏名
- ・ 議題及び議事
- ・ 教育長等の報告

② 委員の活動

- ・ 学校訪問 . . . 18 回
- ・ 教育委員会以外の会議や大会等への出席 . . . 7 回
- ・ 研修会・意見交換会への出席 . . . 3 回
- ・ 行事等への出席 . . . 5 回
- ・ その他視察等（民間プールでの水泳授業） . . . 1 回

③ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、地方公共団体の長が設置する総合教育会議について、次のとおり市長と教育委員会との協議が行われました。

- 開催回数 2回（令和7年8月、令和8年2月）
- 主な協議内容 ・今後のひとづくりと公民館について
 ・唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育委員会の運営状況に関する有識者意見（外部評価）

- (1) 委員の活動における「その他視察等」について、1回は少ないように感じる。内容は、市内民間プールでの水泳授業の実施に係る視察とのことだが、視察は情報を入手するためには必要なことなので、域外などにも積極的に行ってほしい。
- (2) 総合教育会議における「唐津市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、業務量のみならず、業務内容の精査、不要業務の精査と厳正な除外を徹底し、真に必要な業務の絞り込みによる教育の質の向上を企図していただきたい。

2 「唐津市の教育の基本方針」に基づく取組の実績に関する点検・評価

教育委員会の施策・事業の取組実績等に関する自己評価については、「唐津市の教育の基本方針」に基づき行っています。

唐津市の教育の基本方針では、「唐津の未来を担う人づくり」「郷土愛を育み心豊かな人づくり」「共に認め合い支え合う人づくり」の3つの施策の柱ごとに重点目標を定めています。

この報告書では、令和7年度における主な取組内容を項目として、それに対する主な「進捗・達成状況」とそれに対する「要因分析」を取りまとめており、これをもって自己評価としています。

令和7年度 唐津市の教育の基本方針

基本方針	重点目標
I. 唐津の未来を担う人づくり	(1) 自己実現を図る学校教育の推進と国際社会へ対応する力の育成
II. 郷土愛を育み心豊かな人づくり	(2) 文化芸術・読書を通した子育て支援と学びの場の提供 (3) 地域社会をつなぐ人づくり (4) 文化財の保護と伝統文化継承の支援
III. 共に認め合い支え合う人づくり	(5) 人権・同和問題に対する啓発活動

I 唐津の未来を担う人づくり

(1) 自己実現を図る学校教育の推進と国際社会へ対応する力の育成

令和7年度のねらい

① 夢や誇りをもったこどもを育てる教育の推進

自分のことは自分で決められるこどもに育てるために、こどもたちを取り巻く家庭や学校地域が様々な生き生きとした環境をつくり、挑戦や失敗を繰り返しながら次につながる問いかけでこどもの成長を支援します。

そのためにも、学校・家庭・地域が一体となって、こどもの主体的な考えや挑戦を尊重してこどもと肯定的に向き合い、「認めて、ほめる」教育を充実させることで、こどもの自己肯定感や自己有用感を高めます。

地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。

また、本物に直接触れる体験活動やキャリア教育の充実、人権・同和教育の推進により、自他に対する肯定感や思いやりの気持ちを育てる態度の育成及び行動力を育成します。

② 主体的に学ぶこどもを育てる教育の推進

主体的・対話的で深い学びを推進するため、こどもが主体的に学習していく個別最適な学びと協働的な学びやカリキュラム・マネジメントを全市統一的に実践し、各学校の実践を広め共有します。また、PDCAサイクルの視点で成果指標の分析・検証を行い、継続的に授業改善に取り組み、教員の指導力向上を図ります。

市内の小・中学校の中からモデル校を指定し、学力向上指定校を拠点とする学び合える環境づくりを行います。指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、改善点を整理します。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。

A L Tを有効に活用しながら外国の文化に対する理解を深め、英語による言語活動を充実させます。また、全小学校で実施するG T E C（スコア型英語4技能テスト）の結果を検証するとともに、小・中学校の担当者が効果的な取組について交流することを通して、教員のさらなる資質向上及び子どもの外部検定試験への受験意欲向上につなげ、英語教育の改善及び充実を図ります。

教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るとともに、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、アナログとデジタルの良さを生かしつつ、小・中学校に導入した電子黒板や１人１台端末等のＩＣＴ機器を活用した教育を充実させます。また、ＩＣＴ活用に関する取組目標を設定し、計画と実践、振り返りを経て、取組の改善・充実に努めます。

家庭学習の手引きの活用により、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。家庭学習の時間確保、質の向上が課題であるため、こどもの学ぶ習慣を育てます。

唐津市共通のアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを活用し、円滑で連続性のある指導が行われるよう、園と学校の意見・実践の交流機会を設定し、指導方法の工夫・改善に取り組めます。

③ 誰もが安心して学べる教育の推進

各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、心の教育を充実させます。

年１回は保護者・地域住民が道徳科の授業を参観できる「ふれあい道徳」を実施し、道徳について大人も一緒に考えられる参加型の授業を充実させ、多面的・多角的に考え学ぶことができる道徳教育を推進していきます。

ＳＮＳ等に係るトラブルも増加傾向にあり、事例に基づくネットリテラシー教育を推進し、学校と家庭が一体となってネット被害等の予防教育に努めます。

地域の実情や発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、外部人材を活用した本物に触れる体験活動やキャリア教育を充実させ、豊かな心の醸成を図ります。

インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長を目指します。また、個に応じた教育的支援を進めるために、特別支援学校や療育機関、特別支援教育エリアリーダー及びアドバイザー等との連携を図り、教職員等の指導力の向上に努めるとともに、学校等生活支援員及び医療的ケア看護職員を適正に配置し、学校支援の充実を図ります。就学相談

会では、就学についての情報提供を行うよう、教育支援委員会では、こどもの特性に応じた適正な教育支援が行われるよう丁寧かつ慎重な検討を行います。

問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校のこどもへの適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、学校だけでは解決困難な課題については、家庭や教育支援室「スマイル」、不登校対策支援特認校及び青少年支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。

唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、アンケート調査や面談などによる子ども理解に基づく指導・支援や早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。

外国につながるのあるこどもたちが円滑に学校生活を送り、学習に取り組めるように、日本語指導の工夫改善や支援体制の整備を進めていきます。

④ 健やかなこどもを育てる教育の推進

こどもの健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。

感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒に授業等で指導し、自分の健康について、自分で考え行動できるこどもを育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安心安全な教育活動に努めます。

安心安全な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つこどもも給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。併せて、学校給食食材の地産地消を進めることによ

り、こどもの食に対する関心と、地域や生産者への理解を深め、給食を通じた地元愛を育み、食育の充実を図ります。

⑤ 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等

学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により、施設の整備・充実に努めます。

⑥ 学校の規模適正化・適正配置

将来を担うこどもたちの健全育成と、学校における教育効果を高めるため、複式学級と1学年1学級の解消に向けた取り組みを進めていきます。

令和 7 年度の主な取組内容

- ・「いきいき学ぶからっつ子」育成事業を実施しました。（学校教育課）
地域の教育的財産（ひと・もの・こと）を有効活用し、本物に触れる体験活動などを充実させました。
- ・郷土学習副読本「わたしたちの唐津市」の作成（学校支援課）
郷土の地理及び歴史を掲載した副読本を作成し、小学 3 年生に配付しました。この副読本を学ぶことにより、郷土を愛する態度の育成を行いました。
- ・きらめく郷土・唐津学習事業の実施（学校支援課）
小学校 3 年生または 4 年生の社会科郷土学習の一環として、郷土の自然や歴史を学ぶため、市内の文化施設や消防署、清掃センターなどの見学学習を行いました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

（「いきいき学ぶからっつ子」育成事業）

- ・「いきいき学ぶからっつ子」育成事業は全学校で実施し、児童生徒の健全育成を図ることができました。全国調査における意識調査では、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した児童生徒が、小学校・中学校ともに県を上回る結果となっています。
- ・各学校からのプレスリリースでは、「いきいき学ぶからっつ子」育成事業の活用を主とした行事等を 175 件広報しました。

（郷土学習副読本「わたしたちの唐津市」）

- ・副読本「わたしたちの唐津市」を小学 3 年生に配付し、この副読本を学ぶことにより、「郷土を愛する心と郷土を誇りに思う気持ち」GTEC を育成することができました。

（きらめく郷土・唐津学習事業）

- ・児童の知的好奇心を高めるとともに、郷土を知り、郷土を愛する心を育むことができました。

【要因分析】

（「いきいき学ぶからっ子」育成事業）

- ・学校ごとの計画に応じた予算措置を行ったことで、各学校が地域のゲストティーチャーを招聘しやすくなり、直接的で有意義な体験活動が行えていることが意識向上に寄与していると考えられます。
- ・校長研等で積極的なプレスリリースを促していること、各学校としても地域の良さをアピールできる魅力的な行事等を設定できていることで積極的な情報発信ができたと考えられます。

（きらめく郷土・唐津学習事業）

- ・各学校や地域の実態に応じて、実施方法を工夫しながら地域人材を有効に活用することができました。
- ・郷土を知り郷土を愛する心を育んだことで、地元唐津を大好きという機運醸成に繋げることができました。

【改善・改革プラン】

（「いきいき学ぶからっ子」育成事業）

- ・キャリア教育の取組として地域の人材を活用した職業講話や職業体験等に取り組む学校が今後も増えるよう支援していきます。多様な人材の確保が難しい地域での展開の仕方を検討していきます。
- ・各学校の実践事例を共有する機会を設け、効果的な取組の展開を図ることで、児童生徒の豊かな学びの充実と地域への愛着・誇りの醸成につながることを期待できます。

（きらめく郷土・唐津学習事業）

- ・今後も地域と繋がりながら、体験活動等を実施していきます。働き方改革の視点から、実施方法についても工夫していきます。

《参考》実績

指標名	単位	R5	R6	R7
郷土学習副読本 「わたしたちの唐津市」配付数	冊	1,090	1,037	990

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
「いきいき学ぶからつっ子」育成事業実施校 (校区)	校区	46	42	40
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」の回答率	%	73	83	81
きらめく郷土・唐津学習事業／実施予定校 ※離島学校は隔年開催。また、対象児童がいない場合等には実施しない。	校	30/33	28/29	25/25

《参考》達成度

指標名	目標値	R7 成果	達成度	摘要
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」の回答率	80%	81%	102%	
きらめく郷土・唐津学習事業／実施予定校	25	25/25	100%	

令和7年度の主な取組内容

- ・「唐津の学びスタイル」に基づく授業実践や授業公開を行いました。（学校教育課）

「唐津の学びスタイル」4年目の統一実践期として、単元デザインに基づく学習者主体の授業改善を推進しました。学力向上指定校等8校での研究成果普及や、計7回の研究会・全体研修を通じた教員の指導力向上を図るとともに、チェックシートや学校訪問により各校の取組状況を把握・指導し、組織的な授業改善を推進しました。

- ・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力と教職員の指導力の向上に取り組みました。（学校教育課）

A L Tの有効活用や小学校英語専科教員の配置により英語による言語活動を充実させるとともに、全ての中学3年生を対象とした英検受験を実施、全小学校ではG T E C実施により英語4技能の習得状況を客観的に把握・分析しました。また、外国語教育指導力向上研修会を通じた小中担当者の交流により指導体制を強化し、教職員の指導力向上と児童生徒のコミュニケーション能力育成を推進しました。

- ・I C T活用教育を推進しました。（学校教育課）

国のG I G Aスクール構想に基づき、1人1台端末を活用し、個別最適化された創造性を育む教育を推進しました。

- ・幼保小の連携強化を図りました。（学校教育課）

幼保小連絡協議会を開催し、各園から小学校への円滑な移行に向けたアプローチ・スタートカリキュラム接続表の周知と、家庭への共通取組の提示を行いました。また、幼保小の指導者を対象に全体研修会を実施し、グループ協議を通じて望ましい接続期の在り方を共有するなど、連携体制の強化と接続教育の質向上に努めました。

- ・I C T機器の維持整備（学校支援課）

G I G Aスクール構想で令和3年度に導入した児童生徒1人1台タブレット端末の破損・不具合の修理対応を実施しました。

電子黒板について、令和7年度に小学校22校の87台（普通学級の不足分1台、特別支援学級の整備86台）を整備・更新しました。

- ・小中学校理科教育設備整備事業（学校支援課）

小中学校理科教育設備について、令和6年度に定めた5か年間（令和7年度から令和11年度）の整備計画に基づき、円滑な授業実施のため、老朽化した理科設備の更新を含め、設備整備を計画的に実施しました。

- ・外国語指導助手事業（学校支援課）

外国語指導助手（ALT）延べ11名（JET-ALT1名、民間委託10名）を市内小中学校に派遣し、英語活動及び英語科教育の充実と国際理解の促進を行いました。

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・「唐津の学びスタイル」4年目として、学習者主体の授業づくりを全校で推進しました。
「指導の個別化」「学習の個性化」「協働的な学び」の3項目について各校の取組状況の数値（9.73）は目標値（9.00）を上回りました。各校における単元デザインに基づいた個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて組織的に取り組むことができました。
- ・全小学校で実施したGTECのスコア（6年生）は、目標値330.0に対し318.4となりました。また、中学3年生における実用英語技能検定3級以上の取得率は27.04%でした。これらの結果から、英語4技能の習得状況やコミュニケーション能力については一定の成果が見られるものの、目標達成に向けて更なる指導の充実と継続的な支援が必要であると考えられます。
- ・タブレットの持ち帰り学習の推奨や活用研修、研究指定校による授業公開を精力的に実施しました。しかし、全教育活動における活用率の目標値が50.0%であったのに対し、年々活用率は上がっているものの実績値は29.3%に留まりました。この結果から、タブレットの活用は一部の授業や場面に限定されており、教育活動全体への浸透や日常的な活用環境の構築において、さらなる改善と具体的な活用機会の拡大が課題であると考えられます。
- ・アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム接続表の周知徹底と活用推進により、幼保小が連携し職員が相互に理解し合うことで、幼児期から学童期への円滑な移行へとつながっています。

- ・電子黒板については、令和4年度から進めてきた普通学級及び特別支援学級への更新及び整備が令和7年度で完了し、ICTを活用した教育環境の基盤が整いました。今後は、整備した機器の良好な状態を維持するため、日常的な保守点検や故障時の迅速な対応体制を徹底します。
- ・小中学校理科教育設備は計画通り、目標の24校（小学校13校、中学校11校）に整備しました。
- ・国際社会に対応する教育施策の一環として、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を派遣し、児童生徒に外国語や外国の文化に触れる機会を提供するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図りました。

【要因分析】

- ・「唐津の学びスタイル」チェックシートの継続的な見直しと評価育成への活用により、教職員の授業改善、児童生徒の学力向上へとつながる基盤が構築されていると考えられます。また、全体研修会等を通じて優れた実践を共有することで、各学校において多様な授業改善が促進されたものと考えられます。今後は、特に中学校における授業改善に重点的に取り組む必要があると考えられます。
- ・全小学校でのGTETC実施や全中学校3年生の英検受験の推進により、児童生徒の英語力を客観的に把握する体制が整備され、外国語教育指導力向上研修会も通じ、指導体制の強化が図られたことは英語教育の充実に寄与したと考えられます。一方で、目標値に届かなかった要因として、テスト結果を個々の児童生徒の指導改善や言語活動の更なる日常化へ十分に結び付けられていなかった点が課題であると考えられます。
- ・タブレット活用率が年々上昇しているものの、目標値を大きく下回った要因として、インフラ面では、一部の学校において通信速度が十分ではなく、日常的にタブレットを活用する環境が整っていないことが活動の障壁となっていることが考えられます。また、指導者である教員間においても、ICT活用に対する習熟度や意識に差があることで、授業での実践頻度においても差が生じています。こうした環境的不備と指導スキルのばらつきが相まって、活用機会を全教育活動へ広げられなかったことが、目標達成に至らなかった主な要因であると考えられます。

- ・「自立心」や「協同性」、「言葉による伝え合い」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」のイメージを共有することで、小学校への接続が円滑になっています。
- ・令和4年度から更新している電子黒板は、パソコンを介さずネット接続が可能な機器で、児童生徒が1人1台タブレット上で作成した回答などを画面上に映し出せるミラーリング機能を搭載し、授業での活用の幅が広がっています。
- ・小中学校理科教育設備については、5か年の整備計画を基に、今後も理科備品の整備及び更新を行い、科学的な知識の向上を図ります。
- ・ALTとの交流を通じた実践的な英語の授業は、児童生徒の学習意欲を高め、英語を好む児童生徒の育成やコミュニケーション能力の向上に大きく貢献しています。

【改善・改革プラン】

- ・「唐津の学びスタイル」について各学校の実態に応じたオリジナルの取組を進め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による子ども主体の授業づくりを深化させます。今後は、チェックシートの更なる改善や全校の取組状況の分析を通じ、各学校の実態に応じた指導・助言を強化します。特に中学校における授業モデルの構築に注力し、全市的な学力・授業力向上を目指します。
- ・ALTと連携した日常的な言語活動の質をより一層高めるため、指導力向上研修を通じて課題解決を図ります。また、実用英語技能検定の補助対象を中学1、2年までに拡大し、生徒一人一人が自己の目標達成に向けて計画的に取り組めるよう指導体制を最適化していき、児童生徒の主体的な英語力とコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・効果的なタブレット活用事例の共有や研修を通じた教員間の指導力格差の是正に取り組み、タブレットを日常的な学習ツールとして定着させます。持ち帰り学習を含めた活用場面の拡大を図り、ICTを効果的に活用した授業モデルを学校全体で推進することで、全ての児童生徒が等しくICTを活用した学びの恩恵を受けられる環境を整え、目標達成に向けた活用率の向上を図っていきます。
- ・幼保小の円滑な移行のため、関係者が連携して連絡協議会や研究協議を行うことにより、一貫した指導体制を図っていきます。

- ・1人1台タブレット端末や電子黒板等ICT機器を活用する機会が増えるため、移設・補充・維持管理に努め、1人1台端末は、令和8年度に全体の性能向上のために更新し通信環境の改善を図り、電子黒板は計画的な整備更新を実施します。
- ・外国語指導助手（ALT）を学校へ滞りなく派遣するため、債務負担行為を設定し、長期継続契約を締結することで、継続的な民間委託による派遣を引き続き実施します。

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
個別最適な学びと協働的な学びの実現状況 ※1	点		8.55	9.73
GTEC Junior 平均スコア（6年生） ※2	点	331.0	330.7	318.4
1人1台端末の活用使用率	%	22.6	25.9	29.3
電子黒板更新状況	台	106	84	87

（※1）授業を行っている全ての教職員に「指導の個別化」、「学習の個性化」、「協働的な学び」の実施状況について各項目4点（12点満点）で自己採点したものの平均

（※2）英語4技能（聞く力、読む力、話す力、書く力）をスコア化（各技能120点の480点満点）

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
個別最適な学びと協働的な学びの実現状況	9 点	9.73 点	108%	
GTEC Junior 平均スコア（6年生）	330.0 点	318.4 点	96%	
1人1台端末の活用使用率	50%	29.3%	59%	
電子黒板更新状況	（※）87 台	87 台	100%	

（※）R7.5.1時点の目標値

令和7年度の主な取組内容

- ・道徳教育を中心として「心の教育の充実」を推進しました。(学校教育課)
「特別な教科 道徳」や多様な体験活動を通じて多面的・多角的な思考力や自己を見つめる力を育むとともに、教育活動全体を通じた道徳性の育成を図りました。また、保護者や地域住民に「ふれあい道徳」を公開し、大人も共に人間としての生き方や価値観について深く考える機会を創出することで、家庭・地域と連携した「心の教育の充実」を推進しました。
- ・インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育を推進しました。(学校教育課)
教育的ニーズに応じた適切な学びの場を確保するため、年3回の就学相談会および年6回の教育支援委員会を適正に運営するとともに、通級指導教室のニーズに応じた適切な設置に向けた就学支援を推進しました。また、特別支援教育コーディネーターの専門性を高める研修会の実施や、学校等生活支援員・医療的ケア看護職員の適正な配置を行うことで、インクルーシブ教育の視点に立った支援体制の強化と、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境の整備に取り組みました。
- ・問題行動、不登校への支援・対応の充実を推進しました。(学校教育課)
小学校における教育相談機能の充実を図るため、県と連携して児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを10名配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員に対する助言等を行いました。また、教育支援室「スマイル」に指導員3名を配置し、不登校の児童生徒に学校復帰に向けて、児童生徒の状況に即した支援を行いました。さらに、不登校対策支援特認校として高島小学校を位置づけ、原籍校への復帰を目指す不登校児童への細やかな支援を行いました。
- ・いじめ防止に向けた対策の充実を推進しました。(学校教育課)
唐津市いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、各学校における早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、年2回の唐津市いじめ問題対策委員会を開催して組織的な対応を推進しました。また、いじめ等問題対策指導員を4校へ重点的に派遣し、現場への専門的な助言や対応支援を行うことで、いじめの未然防止といじめ事案に対する適切かつ迅速な指導体制の構築に努めました。

- ・経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行いました。また、特別支援学級・通級指導教室に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の補助を行いました。（学校支援課）
- ・学校等生活支援員の適正配置（学校教育課/学校支援課）
肢体不自由、発達障がい疑われるなど、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、学校等生活支援員を85名配置しました。
担任や保護者と情報を共有・連携しながら、組織での支援体制を構築しました。
- ・青少年支援センター補導部による青少年補導業務及び継続指導業務を行いました。また、警察等関係機関との連携強化を図りました。（生涯学習文化財課）
- ・青少年支援センター相談部とSSW（スクールソーシャルワーカー）部による子どもに関する総合相談業務を行いました。（生涯学習文化財課）

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・道徳教育全体計画及び年間指導計画に基づく「特別の教科 道徳」の着実な実施に加え、全学校において「唐津市教育の日」を中心に「ふれあい道徳」を展開し、保護者や地域住民へ授業を公開しました。また、体験活動を工夫することで自他を尊重する心の育成や仲間づくりを推進し、児童生徒が自他に対する肯定感や道徳的価値を深められるよう、学校・家庭・地域が連携した「心の教育」を行うことができました。
- ・学校等生活支援員85名および医療的ケア看護職員2名を配置しました。両職種を対象とした研修会では現場での活用に前向きな声が多数寄せられるなど、支援体制の拡充と専門性の向上を図りました。一方で、就学相談会（82名）や教育支援委員会（判定者数891名）の相談件数は非常に多く、支援を必要とする児童生徒の増加に対し、よりきめ細やかな対応が求められています。こうした現状を踏まえ、令和8年度に向けた通級指導教室の新規設置や増設を計画的に進めるなど、教育的ニーズの多様化に対する受け皿の整備を進めました。
- ・全校へのスクールカウンセラー配置と目標相談時間（1,876時間）の100%達成により相談体制を整えたほか、教育支援室「スマイル」では最大36名の児童生徒を受け入れ、特に中学3年生13名全員の進路決定を実現しました。また、不登校対

策支援特認校である高島小学校においても、原籍校で登校困難だった児童が安定した学校生活を送れるようになるなど、多様なニーズに応じた多角的な支援により、それぞれの児童生徒が自分らしい学びの場や進路を見出すための実績を積み重ねました。

- ・全校で定期的に生活アンケートやいじめアンケートを実施することで、事案の早期発見と迅速な対応を徹底するとともに、全教職員を対象とした研修を年1回以上実施し、教職員の指導力の底上げを図りました。いじめの認知件数は昨年度より増加しましたが、これはアンケートの活用等により、潜在化しやすいいじめを早期に把握した結果であり、組織として適切に対応できたものと考えられます。
- ・支援を要する児童生徒や特別支援学級の児童生徒への適切な支援のため、学校等生活支援員を前年度と同数の85名配置しました。
- ・医療的ケアが必要な児童に看護師免許をもった「医療的ケア看護職員」を2名配置することができました。
- ・医療的ケアを必要とする児童に対して適切な医療的ケアを行うため、訪問看護ステーションへ業務委託を行い看護職員の派遣を実施しました。
- ・青少年補導業務では、地域指導員や地区（校区）青少年育成協議会と連携して巡回補導・環境浄化活動を実施した結果、3,700名を超える愛の声かけを行い、補導件数の減少につなげました。また、関係機関との連携を図るために、各種会議へ出席し情報交換等を行い、相互の活動の活性化に繋げることができました。
- ・継続指導業務では、学校からの派遣要請を受け、元警察官の継続指導員を派遣しており、学校の健全運営の一助となるよう継続して支援しています。
- ・総合相談業務では、様々な課題を抱える市内の6歳～19歳までの青少年本人及び保護者、学校等からの悩みに対して、相談部による年間999件の電話相談や来所相談、スクールソーシャルワーカーによる年間2,743件の訪問相談を行い、課題を抱える青少年等を支援することができました。

【要因分析】

- ・学校行事や地域の実情に応じた柔軟な対応を認めたことで、全学校において「ふれあい道德」の実施を達成でき、地域や保護者との連携を深める要因となりました。また、

計画的な道徳教育の実践と体験活動の充実が、児童生徒の自他に対する肯定感や仲間意識の向上に寄与したと考えられます。

- ・学校等生活支援員の配置や通級指導教室の増設により、体制の維持・確保は一定程度達成されたと考えられます。しかし、判定者数が891名に上り教育的ニーズが多様化する中、現場における個々への対応や外部連携等の負担が年々増大しています。この支援需要の急増に対し、現状の体制だけでは個々の児童生徒へ十分な手厚い支援を継続することが困難になりつつある点が大きな課題です。
- ・全校へのスクールカウンセラー配置と目標時間の達成により、保護者や教職員が専門家へ相談できる環境が整い、早期発見・早期対応が可能となりましたが、各学校が希望する配置時間には達していません。また、教育支援室「スマイル」での丁寧な個別支援や特認校における代替環境の提供が、心身の安定と学習意欲の維持に貢献し、不登校児童生徒の進路実現や学校生活への復帰につながりました。一方で、不登校児童生徒数がなかなか減少しない現状では、限られた支援体制だけで全てのケースに対応し続けることが困難であり、相談機能の更なる強化と、学校・家庭・関係機関がより緊密に連携して取り組む包括的なセーフティネットの構築が求められています。
- ・研修やアンケートの定着に加え、対策指導員の派遣により、専門的知見に基づいた対応が可能となりました。いじめ認知件数の増加は、軽微な事案も「いじめ」として迅速に報告し、問題を小さいうちに把握できている成果と捉えています。一方、いじめ重大事態件数は、判断基準の厳格化に加え、保護者が早期に法的な調査や介入を求める動きが増えてきたことなどから、年々増加傾向にあります。今後も指導員の専門性を活用しつつ、児童生徒が自ら相談できる環境と、家庭・地域を含めた見守り体制を一層強化する必要があります。
- ・青少年補導業務では、青少年が集まりやすい場所の情報を収集し、地域指導員、地区（校区）青少年育成協議会、学校、警察等との連携した取り組みができたことで、ここ数年における補導件数は減少傾向となっています。関係者・関係機関との連携が、子どもたちを様々な事件から守るとともに、非行防止策に繋がっているものと考えられます。

- ・総合相談業務では、相談員・心理士及びスクールソーシャルワーカーが事例検討会で協議し、協働して対応し、学校や関係機関との連携をスムーズに行ったことで、迅速かつ的確な対応を行うことができたと考えられます。

【改善・改革プラン】

- ・支援を要する児童生徒が増えているニーズを踏まえ、全ての教員へ特別支援教育の視点に立った教育活動を行う必要性への認識を高めていきます。また、学校等生活支援員を配置している学校を巡回し、その支援や活用について確認することで、次年度へ向けた適正配置へとつなげます。
- ・スクールカウンセラーの配置事業を継続するとともに、各学校の問題行動等の報告を行い、各学校の実態を把握した上で、県に対して配置時間の増加を要望します。また、教育支援室の指導員を増員することで、利用希望者の増加に対応し、支援の質の維持と向上を図ります。さらに、大規模校への適応が難しい児童生徒が小規模校で安定した学校生活が送れるよう学校選択制度を実施します。
- ・アンケート結果を速やかに指導へ繋げる体制を強化し、軽微な兆候を見逃さない指導力を養う教職員研修を継続します。加えて、児童生徒が自ら声を上げやすい相談窓口の周知や、家庭・地域と連携した「いじめを許さない」環境づくりを推進し、重大事態の防止と全児童生徒が安心して学べる学校づくりを一層強力に推進します。
- ・これまで同様、学校を通じて就学援助制度の周知徹底を図りながら、経済的理由により就学が困難な児童・生徒や、特別支援学級に在級、通級指導教室に入級している児童・生徒の保護者に対し、適切に支援を行っていきます。
- ・学校等生活支援員の配置については、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、きめ細やかな対応や支援が可能となります。児童生徒の教育環境が整い、学校の困り感の軽減につながります。また、適切な支援が行えることにより、児童生徒の社会生活適応能力を高めることができると期待しています。令和8年度は、令和7年度から2名増員して87名体制で実施します。
- ・医療的ケア看護職員については、必要な5名を確実に配置します。
- ・今後も、青少年支援センターを中心に、地域指導員、地区（校区）青少年育成協議会、学校、警察等の関係者・関係機関との連携を強化します。

- ・保護者、子ども及び関係機関に対する青少年支援センターの周知を推進し、重点巡回地域等の情報の把握、課題を抱える子どもたちへの早期対応等に努め、問題の複雑化を抑え、より良い青少年の健全育成を図ります。

《参考》実績

項目	単位	R5	R6	R7
要保護及び準要保護生徒援助（認定者）	人	要保護 小 14 中 11 準要保護 小 827 中 566	要保護 小 9 中 13 準要保護 小 860 中 538	要保護 小 8 中 10 準要保護 小 819 中 527
特別支援教育就学奨励費（認定者）	人	特別支援 小 258 中 68	特別支援 小 303 中 90	特別支援 小 318 中 110
就学相談会の開催日数	日	3	3	3
教育支援委員会判定者数	人	764	812	891
いじめ認知件数	件	1,092	785	822
学校等生活支援員	人	81	85	85
医療的ケア看護職員	人	3	2	2
青少年支援センターにおける相談件数	件	1,275	1,246	999
スクールソーシャルワーカー相談件数	件	2,593	2,900	2,743
青少年支援センターにおける街頭補導件数	件	55	44	48

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
「ふれあい道德」実施校	校	42	42	40
いじめ解消件数 ※	件	843	555	539
学校生活支援員配置数	人	81	85	85
不登校児童生徒数	人	352	353	358

(※) 「いじめ認知」から３ヶ月の間に再発しなかった場合に「いじめ解消件数」として計上する。

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
「ふれあい道德」実施校	40	40	100%	
いじめ認知件数に対する解消率 ※	100	66	66%	
学校生活支援員配置数	85	85	100%	

(※) １月～３月の認知分は解消に至らないため３割程度は次年度に持ち越すことになる。

令和7年度の主な取組内容

- ・食育及び健康教育を推進しました。(学校教育課)
食に関する指導の全体計画の提出や「食育月間」における食育の推進など、各学校にて調査や実践及び啓発を行いました。
- ・体位及び体力の向上に向けた取り組みを推進しました。(学校教育課)
児童生徒が生涯にわたってたくましく生きるために、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに、運動の習慣化を図るためにスポーツチャレンジ、体育や運動に関する調査・アンケート、健康診断等継続的な取り組みを実施しました。また、中学校部活動の地域展開に向けて、部活動指導員の活用を進めたり、部活動改革推進委員会、部活動地域展開に関する検討会を開催したりしました。
- ・安心安全な学校給食の実施に努めました。(学校教育課)
食物アレルギーの緊急対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬エピペン使用に係る研修会を全小中学校で実施しました。
- ・フッ化物洗口実施（学校支援課）
永久歯のむし歯の減少並びに保護者のむし歯予防に対する意識の向上を図るため、市内の小学校の児童 5,273 人／全 6,065 人、中学校の生徒 2,178 人／全 2,978 人を対象にフッ化物洗口を実施しました。
- ・学校給食用食材の納入について、食品の単位や産地などの規格を示した納入基準を定め、その基準において、米は、唐津市産、野菜類は国内産（可能な限り、唐津市産又は県内産）などとし、できる限り地元食材の調達に努めました。(学校給食課)
- ・子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、市立小中学校を対象に、1 学期は、第3子以降の児童生徒の学校給食費について支援を行い、2・3 学期は、全児童生徒の学校給食費について無償化を行いました。(学校給食課)
- ・食材価格が高騰している中でも給食の質や量を維持していくため、2 学期から、1 食当たりの単価を引き上げました。(学校給食課)
- ・新市誕生 20 周年を記念して、市の特産品を取り入れた特別な学校給食を提供しました。(学校給食課)

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・「食事・健康に関する調査」では、健康に良い食事をしている児童生徒の割合は、前年度の83.1%から90%に上昇しました。給食センター方式の学校においては、栄養教諭による栄養指導の実施が難しい状況です。
- ・スポーツチャレンジでは市内の小学校が取組回数の1位と3位になるなど多くの学校が参加し、5校が5種目で各学年の県1位となりました。また、部活動については3種目で拠点校方式（拠点校で複数の学校の生徒が活動する）を導入しました。
- ・各学校では長期休業中を活用し、主に養護教諭が講師となってエピペンの研修を行いました。
- ・フッ化物洗口は、全小中学校において実施することができました。
- ・安全・安心な学校給食の実現という観点から地産地消の意識が高まり、定着していますが、令和7年度の地産地消率は62.5%と、目標に7.5ポイント届きませんでした。

【要因分析】

- ・国による給食センターへの栄養教諭の配置に制限があり、実態として栄養教諭による学校での栄養指導が実施できない状況にあります。学校職員による「食育月間」等の継続的な指導による健康意識の向上は見られたものの、「健康に良い食事をしている」とされる中学生の数値が低い傾向にあることから、生活リズムの変化が激しい中学校段階において、より主体的な選択を促すような、発達段階に即した実践的な食育プログラムへの改善が必要です。
- ・「スポーツチャレンジ」への参加が体力向上に寄与しました。また、部活動の地域展開に向けた基盤作りも進んでいます。今後はイベント的な取り組みだけでなく、日常生活の中で運動を習慣化できるような環境作りを維持することが重要です。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の増加に対し、全校でエピペン研修を徹底したことが危機管理体制の強化に繋がりました。養護教諭が主導する実技研修が現場の対応力向上に貢献しています。今後も組織としての備えを維持・強化することが求められます。

- ・フッ化物洗口について、全校で実施しましたが、学校行事等及びインフルエンザなどの感染症の影響で中止が増え、全体的に実施回数が減少したと考えられます。
- ・地産地消率の目標値に届かなかった要因として、給食費の範囲内で栄養バランスのとれた献立を提供するためには、地元産食材から県外、外国産へと変更せざるを得なかったこと、また、自校方式で提供していた学校給食を大規模学校給食センター方式で提供しよう変更したことで、一度に必要な食材の量が増え、地元産の食材だけでは量を揃えることが難しくなったことによるものと考えられます。

【改善・改革プラン】

- ・家庭と連携した生活習慣改善の啓発を促進します。また、児童生徒が自身の健康管理を自ら行えるよう、家庭科の授業等を通して、忙しい中でも実践可能な食生活の工夫につながるような学習を進めます。
- ・部活動の地域展開については、部活動改革推進委員会での検討結果に基づいた持続可能な運動環境の構築を進めます。
- ・教職員の異動を見据え、エビペン研修等の専門的な指導を継続的に実施します。また、緊急時におけるシミュレーション訓練を定期的に行い、食物アレルギー対応の判断力と連携体制の質をさらに高めることで、すべての児童生徒が安心して給食を楽しめる環境を維持します。
- ・今後もフッ化物洗口について「全児童・生徒の実施」を呼びかけ、引き続き児童・生徒及び保護者にフッ化物洗口に対する理解を求め、むし歯予防に対する意識と実施率の向上に努めます。
- ・引き続き地産地消を推進し、給食食材の納入業者の協力を得ながら、地元産食材を積極的に活用し、地産地消率70%を目指します。

《参考》実績

指標名	単位	R5	R6	R7
給食食材の地産地消率の向上	%	59.2	61.9	62.5
佐賀県における地産地消率	%	41.0	39.5	40.7

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
エピペントレーナーの研修実施校	校	42	42	40
健康に良い食事をしている児童生徒の割合	%	84.1	83.1	90.0
フッ化物洗口実施率（全児童・生徒のうち実施した割合）	%	小 90 中 80	小 91 中 86	小 87 中 73

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
エピペントレーナーの研修実施校	40	40	100%	
健康に良い食事をしている児童生徒の割合	85.0	90.0	106%	
フッ化物洗口実施人数／全児童・生徒数	小 6,065 人 中 2,978 人	小 5,273 人 中 2,178 人	小 87% 中 73%	
給食食材の地産地消率の向上	70.0%	62.5%	89.3%	県産品割合

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ 鏡中学校長寿命化改良事業（教育施設課）
鏡中学校の校舎改修・増築工事が完了し、グラウンド整備工事に着手しました。
- ・ 鏡中学校屋内運動場長寿命化改良事業（教育施設課）
鏡中学校の屋内運動場の工事設計業務及び外壁改修工事が完了しました。
- ・ 西唐津中学校長寿命化改良事業（教育施設課）
西唐津中学校の実施設計業務が完了しました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ 鏡中学校長寿命化改良事業
鏡中学校の校舎改修・増築工事が完了し、安全で快適な教育環境の整備を図ることができました。また、グラウンド整備工事に着手し、令和 8 年度の完成に向け事業の進捗を図ることができました。
- ・ 鏡中学校屋内運動場長寿命化改良事業
鏡中学校の屋内運動場の工事設計業務及び外壁改修工事が完了し、令和 8 年度の完成に向け事業の進捗を図ることができました。
- ・ 西唐津中学校長寿命化改良事業
西唐津中学校の実施設計業務が完了し令和 8 年度の工事着手に向け事業の進捗を図ることができました。

《参考》成果指標（令和 2 年度からの実績）

指標名	単位	R5	R6	R7
小中学校改築事業	校	3	3	5

《達成度》

指標	目標	R7 までの成果	達成度
小中学校改築等事業（R2～R7）	5 校	5 校	100%

《達成度》（2030 年度までの目標）

指標	目標	R7 までの成果	達成度
長寿命化改良等事業	57 棟	9 棟	15.78%

※唐津市教育委員会個別施設計画における長寿命化改修、改築、大規模改造工事等が対象

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ 答申内容の説明会実施（教育総務課）

令和 7 年 3 月になされた唐津市立学校通学区域審議会の答申内容について、統廃合対象校の保護者に向けた説明会を開催し、意見交換を行いました。

- ・ 保護者等協議の実施（教育総務課）

玉島小学校（浜玉地区）と伊岐佐小学校（相知地区）において、在学児童保護者・未就学児保護者を対象にした説明会やアンケートを実施したほか、統合先になることが想定される相知小学校の見学会を実施しました。

- ・ 大規模校の環境へ適応が困難な児童生徒への配慮として、唐津市立学校通学区域審議会の答申にある「学校選択制度」を令和 8 年 4 月から開始しました。（学校教育課）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ 相知地区では、保護者や地域の方との協議が整ったことから、令和 8 年 4 月に、統合に向けた正式な協議の場である「統合準備委員会」を設置しました。今後、相知小学校と伊岐佐小学校の 2 校統合に向けて、具体的な協議・検討を行っていきます。
- ・ 「学校選択制度」について、令和 8 年度は 14 名の児童が制度を利用しています。

【要因分析】

- ・ 玉島小学校（浜玉地区）において、説明会実施後に改めてアンケートを行いましたが、統合に対して慎重な意見が多く、統合に向けた進展はありませんでした。
- ・ 令和 7 年度から新たに名護屋小学校（鎮西地区）で複式学級が生じており、今後も児童生徒数の減少が進み、適正規模に満たない学校数が更に増えていくことが予想されます。
- ・ 「学校選択制度」については、開始初年度で一定数の利用があったことから、制度の必要性を確認できました。

【改善・改革プラン】

- ・東唐津小学校は、今後も複式学級が続く見込みであることから、協議を継続していく必要があります。
- ・浜玉地区においては、浜崎小学校、玉島小学校、平原小学校の3校統合に向けて、協議を継続していく必要があります。
- ・相知地区においては、引き続き「統合準備委員会」を開催し、保護者、地域代表者、学校関係者による具体的な協議・検討を行っていきます。
- ・鎮西地区においては、令和7年度から名護屋小学校に複式学級が生じているため、同じ海青中学校区内にある、打上小学校、呼子小学校の保護者も含めて、統合に向けた協議を進める必要があります。
- ・「学校選択制度」については、引き続き、制度の積極的な周知を図っていきます。

《参考》成果指標

(各年度5月1日時点)

指標名	単位	R5	R6	R7	R8
学級数（小学校）	学級	266	247	233	225
複式学級数（小学校）	学級	16	13	9	11
複式学級の割合（小学校）	%	6.01	5.26	3.86	4.89

《達成度》（令和11年度までの目標）

指標名	単位	目標	R7の成果 (R8.4.1)	達成度
複式学級の割合（小学校）	%	4.7	4.89	—

《参考》

複式学級（離島を除く） ※R8.5.1 時点

・ 現在生じている学校

東唐津小学校、玉島小学校、平原小学校、伊岐佐小学校、名護屋小学校

・ 今後予想される学校

高峰小学校（R14）、巖木小学校（R10）、打上小学校（R14）、七山小学校（R11）

1 学年 1 学級（離島を除く） ※R8.5.1 時点

・ 現在生じている学校

〈小学校〉

高峰小学校、湊小学校、巖木小学校、肥前小学校、打上小学校、
呼子小学校、七山小学校

〈中学校〉

高峰中学校、湊中学校、巖木中学校、肥前中学校、七山中学校

・ 今後予想される学校

〈小学校〉

西唐津小学校（R14）、相知小学校（R11）、北波多小学校（R11）

〈中学校〉

佐志中学校（R13）、相知中学校（R14）、北波多中学校（R14）

【夢や誇りをもったこどもを育てる教育の推進】

(1) 「いきいき学ぶからっ子」育成事業の実施により、全国調査における意識調査で「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した児童生徒の率が県を上回っているところではあるが、一步踏み込んで、「よくするためにこういった取り組みをしてみたいのか」を把握することが重要である。

(2) 「いきいき学ぶからっ子」育成事業において、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した児童生徒の割合が高いことは大変喜ばしく、長年にわたる学校と地域の連携の素晴らしい成果であると実感している。この優れた取り組み成果を、市内にとどまらず市外・県外へも積極的に紹介・発信していくことを提案する。他地域への発信は、子どもたち自身の誇りとなるだけでなく、現場の教職員の皆様の自信やモチベーション向上にもつながると考える。

また、ふるさと教育の副読本「わたしたちの唐津市」については、今後も学校現場で活用いただくとともに、市民図書館等にも配架することをぜひご検討いただきたい。一般の市民が気軽に手にとれる環境を整えることで、地域全体で唐津の教育と歴史・文化を支える機運が高まることを期待する。

【主体的に学ぶこどもを育てる教育の推進】

(1) ICT 活用教育においては、作文等での不正使用、AI 使用による思いもよらぬ家庭崩壊事件、タブレット使用を見直している国もあるため、使用ガイドライン等を整備して、倫理的かつ正しい使い方を徹底されたい。

(2) 幼保小連携においては、形式的な研修会等にとどまることなく、子どもたちや指導者が日常的に「常に交流し合える環境」を構築することが何より大切であると考え。

また、GIGA スクール構想におけるタブレット端末の破損・不具合の修理費用等に少なからぬコストがかかっている現状には驚いた。この課題に対しては、児童生徒自身が「公費で用意された大切な端末である」という当事者意識や理解を持てるよう、物を大切にする指導や情報モラル教育の徹底をお願いしたい。

なお、子どもたちがチャレンジしやすい環境づくりとして定着している「英検受験料の無償化」制度は非常に有意義であり、今後もぜひ継続していただきたい。

(3) 一人一台タブレット端末の活用について、使用率の低さは指導者教職員間のスキル、意識の差であるので、公平に受けるべき生徒にとっては問題である。教員間の連携や研修等で早く是正してほしい。

- (4) ICT 利活用教育について、AI の普及により、将来的には多くの職業において、仕事の内容や重点となるものが変わってくると思う。それを踏まえた上で、AI を積極的活用するとともに、今後、どこに「人の役割」を置くのかについての「唐津モデル」を作っていただきたい。また、タブレット利活用についても、県内のみならず他県の事例などを参考にして、利活用を促進されたい。
- (5) 幼保小連携については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の内容について、小学校主体、中学校主体にならないように、逆に、その年代でしか学べない柔軟性や自由な発想など幼保教育の自由な学びを、小中の学びに生かせる部分も見出して活用して欲しい。

【誰もが安心して学べる教育の推進】

- (1) 教育支援室「スマイル」において、中学3年生13名全員の進路が決定したことは素晴らしい。
- (2) 青少年の集まりやすい場所は、近年、ニュースになっている特殊詐欺や違法スカウトなどの温床になりやすいので、青少年補導業務の強化が必要。
- (3) 唐津青翔高校のeスポーツ学科を参考に、児童生徒の特性を考慮し、プロゲーマー・プログラマー・ドローンを使った職業など、将来への夢や希望をもてるように小中学校の段階から、学校の在り方や選択肢を考えてみてはどうか。
- (4) 今後の教育現場において、特別支援教育のさらなる充実是不可欠。生活支援員の増員を計画的に進めていただくと同時に、各種研修を通じて支援の「質の向上」を図っていただきたい。また、支援員同士が事例や悩みを共有できる「横のつながり」を作っていくことも重要と考える。
あわせて、医療的ケア児が安心・安全に学校生活を送れるよう、関わる看護師に対する児童生徒についての学びや専門的な研修等の充実も強く望む。
- (5) 不登校については、毎年申し上げているが、不登校＝異常、毎日登校＝正常ではなく、不登校児の存在が現状の学校教育の改善の余地を暗示しているものとして、学びの多様性を開発していただきたい。

【健やかなこどもを育てる教育の推進】

- (1) 食育及び健康教育の推進について、食事・健康に関する調査で、健康に良い食事をしている児童生徒の割合は前年度より上昇しているが、「健康に良い食事」の基準が無く、自己申告となっているため、具体的な基準が欲しい。

- (2) 「食べること」は「生きること」そのもの。子どもたちが毎日の給食を心から楽しみに思えるような環境づくりは極めて重要であり、確かな栄養摂取は学力の向上や健康な体づくりとも深く結びついていると言われており、充実した食育の推進をお願いしたい。
- (3) 学校給食について、地産地消は大切であるが、限られた食費の中で地産地消に拘らなくていいと思う。大切なことは、いかに子どもたちに安く、いい食材を提供できるかであると思う。その中で余裕が出来た分で地産食材を使えばいいと思う。

【校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等】

- (1) 小中学校の体育館について、夏場の猛暑での活用については喫緊の課題である。大型扇風機では、熱風が回るだけで意味がない。大型のエアコンか大型のスポットクーラーをレンタルで設置してはどうか。
- (2) 小中学校のプールについて、水泳の授業は民間のプールでも一部実施されていることだが、今後の児童生徒数の減少を踏まえて、計画的な改修の実施、施設の集約の検討をお願いしたい。また、授業の内容については、川や海の危険性や水難事故の予防や対処方法を教えることも強化すべき。
- (3) 近年の気候変動に伴う夏の酷暑への対策は必須となっている。学校生活における子どもたちの安全確保はもちろんのこと、教育現場を支える教職員の皆様の安全と健康を守るためにも、ハード・ソフト両面での迅速かつ万全な暑さ対策の徹底をお願いしたい。

【学校の規模適正化・適正配置】

- (1) 最近統合した学校においても、既に「1 学年 1 学級」が生じており、少子化が早いスピードで進んでいるように感じるので、規模適正化・適正配置を進めるべき。

Ⅱ 郷土愛を育み 心豊かな人づくり

(2) 文化芸術・読書を通した子育て支援と学びの場の提供

令和7年度のねらい

① 文化芸術活動の推進

身近に美術鑑賞を楽しんでもらい、文化芸術に対する関心を深めるため、今後も展示内容の充実を図るとともに、学校・病院・施設などへのアウトリーチにより、ワークショップなど多角的に芸術美術に親しんでもらう取り組みの充実を図ります。

② 図書サービスの充実

出生児及び3歳児に、それぞれ絵本をプレゼントし、家庭でも絵本にふれあう機会を設けるとともに、読み聞かせやおはなし会に参加することで、地域での子育て応援を推進します。

③ 各サービスエリア拠点の強化・整備

近代図書館ネットワークシステムを整備し、市内全域に同等の図書サービスの提供を行っているが、東部、西部、南部各エリアの図書サービス拠点を整備強化し、おはなし会や読み聞かせなどを提供し、さらなる利用促進に努めます。

〔取組方針〕文化芸術活動の推進

令和7年度の主な取組内容

- ・近代図書館美術ホール等において展覧会を開催しました。（近代図書館）
- ・教育普及活動（講演会やイベント）を行いました。（近代図書館）

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・唐津市総合計画における文化芸術活動の振興の目標達成度の把握のため、展覧会単位でアンケートを実施しており、観覧者の満足度は目標値を上回る結果になりました。

【要因分析】

- ・郷土ゆかりの文化芸術に親しむ機会及び市民や学生の作品発表の場を提供することにより、市民の文化芸術活動の推進を図ったことが目標達成した要因のひとつであると考えられます。

【改善・改革プラン】

- ・今後も来館鑑賞のほか、アウトリーチやワークショップ等多角的に文化芸術に親しんでもらう取り組みの充実を図ります。

《参考》実績

美術ホールの展覧会（11 回） ※小数点以下は四捨五入

展覧会名	満足（％）
子どもたちのワークショップ成果作品展 すきな曳山	96
第 56 回 唐津市民文化祭 和美学会絵画展【文化振興課主管】	89
第 56 回 唐津市民文化祭 ゴタール会絵画展【文化振興課主管】	90
第 56 回 唐津市民文化祭 唐津篆美会展【文化振興課主管】	94
第 56 回 唐津市民文化祭 からつ写真友会写真展【文化振興課主管】	86
R 7 学び舎プロジェクト 唐松アートステューデント 吉田ぽたこ ぽたぽた展	88
特別展 アート・オブ・白き陶	89
R 7 学び舎プロジェクト 中学校美術部と創作工房	89
R 7 学び舎プロジェクト 第 34 回 唐松・伊万里地区高等学校合同美術作品展	90
R 7 学び舎プロジェクト 第 17 回 佐賀県特別支援学校高等部ふれあい美術作品展	94
新市誕生 20 周年記念企画展『からつやきの軌跡』第 1 弾所蔵品展 「唐津焼のたすきー 400 年を超えてー」【生涯学習文化財課と共催】	85
総アンケートの平均	89

《参考》実績

年度	単位	R5	R6	R7
美術ホール等の観覧者数	人	23, 919	12, 348	16, 892

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
美術ホール観覧者が文化芸術活動に満足している割合	%	—	—	89

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
美術ホール観覧者が文化芸術活動に満足している割合	75%	89%	119%	

令和 7 年度の主な取組内容

- ・保健センターでの乳幼児相談時等、絵本をとおして親子でふれあう時間のたのしさや、大切さを伝える「ブックスタート」を行いました。（近代図書館）
- ・市内の保育施設等に協力を依頼し、3歳児に読書に興味をもってもらうため絵本を配付する「絵本とこんにちは（セカンドブック）」を行いました。（近代図書館）
- ・図書館のことを知ってもらう機会づくりとして学校訪問や出前講座、出張おはなし会を行いました。（近代図書館）
- ・図書配送センター事業により、学校や公民館及び福祉施設等の団体へ本の貸出を行いました。（近代図書館）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・「ブックスタート」や「絵本とこんにちは（セカンドブック）」を行うことで家庭に絵本がある環境づくりを行うことができました。
- ・多くの人に本との出会いを届けるために、松浦河畔公園イベント参加（66人参加）や出前講座（21人参加）学校訪問（2校 97人参加）を行いました。
- ・学校や公民館等へ利用者のニーズに合った本を選書し、団体貸出を行うことで、図書の充実を図りました。

【要因分析】

- ・近代図書館の一般用エレベーター工事の期間中（約1ヶ月）、臨時の窓口を開設することで利用者が本と接する機会を提供しましたが、通常の開館ができなかったため、貸出冊数の目標値を達成することはできませんでした。

※1年間通常開館した場合 貸出冊数 39万冊程度

【改善・改革プラン】

- ・本と人を結ぶきっかけをつくり、多くの人に図書館を身近に感じてもらえるよう図書館でのイベントのほか、出前講座や野外イベントへの参加等積極的に行っていきます。

《実績》

指標名	単位	R5	R6	R7
ブックスタート受取率 ※	%	104	104	99
絵本とこんにちは受取率 ※	%	95	97	97

※R8.5 末時点

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
図書貸出冊数	冊	376,406	385,625	371,129
うち、図書配送センター貸出冊数	冊	69,334	74,053	71,279

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
図書貸出冊数	400,000 冊	371,129 冊	93%	
うち、図書配送センター貸出冊数	70,000 冊	71,279 冊	102%	

令和 7 年度の主な取組内容

- ・西部エリアの充実（近代図書館）

唐津市図書サービス計画に基づき、東部、西部、南部の各エリアの拠点づくりを進めており、司書の配置がない呼子を中心とする西部エリアにおいて、おはなし会や読み聞かせ等を開催しアウトリーチ活動を行いました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・呼子公民館と連携し、高齢者リフレッシュふれあい教室（2 件 30 人参加）や放課後子ども教室（2 件 56 人参加）において、司書による絵本の読み聞かせ等を行いました。また、学校への出張おはなし会（2 校 32 人参加）や絵本のマルシェ in 肥前いろは祭（107 人参加）を開催し西部エリアにおける図書サービスの充実を図りました。
- ・こどもだけでなく高齢者に対しても図書館を身近に感じてもらうことができました。

【要因分析】

- ・西部エリアにおいてアウトリーチ活動を行い、図書サービスの充実を図りましたが、貸出冊数にはつながりませんでした。貸出冊数が極端に低い原因の一つとして司書の配置がないことが考えられます。

【改善・改革プラン】

- ・東部エリアについては、現在、司書資格を有する職員を浜玉公民館図書室に配置していますが、司書としてさらに質の高いサービスを提供していくために、図書館職員を対象とした研修会の受講を進めていきます。
- ・西部エリアについては、今後も司書を派遣し、積極的にアウトリーチ活動を行っていきます。

《参考》実績

指標名	単位	R5	R6	R7
西部エリアへの派遣回数	回	4	5	6

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
図書貸出冊数	冊	376,406	385,625	371,129
うち、浜玉公民館図書室（東部エリア）	冊	11,093	14,415	14,569
呼子公民館図書室（西部エリア）	冊	1,428	1,345	1,245
相知図書館（南部エリア）	冊	31,335	30,703	33,242

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘要
図書貸出冊数	400,000 冊	371,129 冊	93%	
うち、浜玉公民館図書室（東部エリア）	38,848 冊	14,569 冊	38%	
呼子公民館図書室（西部エリア）	11,923 冊	1,245 冊	10%	
相知図書館（南部エリア）	21,137 冊	33,242 冊	157%	

【文化芸術活動の推進】

- (1) 近代図書館が美術ホール等を活用し、多様な展覧会や企画を実施することで、市民が図書館へ足を運びきっかけづくりを積極的に行っている点を高く評価している。

こうした文化活動との連動は、市民の知的好奇心を刺激する非常に有意義な取り組みであるため、今後もこれまでの枠にとらわれず、様々な企画や新しい試みにチャレンジし続けていただきたい。

- (2) 失われつつある地元由来の文化芸術活動について、美術ホール等の活用を通じて、継承していくことも可能ではないか。

【図書サービスの充実】

- (1) ブックスタート事業において、絵本の受け取り率が99パーセントという高い水準を達成していることは大変素晴らしい成果であり、赤ちゃんの時から絵本に親しむ素晴らしい環境が整えられていると感じる。

今後は、この乳幼児期に芽生えた本への親しみが一過性のものに終わらず、こどもたちが成長して大きくなってからも持続し、生活の中に読書が浸透していくような継続的な取り組みや仕組みづくりが重要になってくると考える。年齢に応じた段階的な読書推進施策のさらなる展開を要望する。

- (2) 幼児期において、本は最も大切である。子育ては、夫婦でするものであるが、まだまだ母親の読み聞かせが多い。父親にも読み聞かせをおこなってもらうために、早くから父親を含めた育児・幼児教育が必要であり、研修・練習の場を多く設ける必要がある。

- (3) 最近のテレビニュース等において、「てにをは」の使い方が適当ではないように感じる。言葉を正しく伝えるためには大切なことであるため、このセンスを磨くには本を読む習慣は大切であると思う。

【各サービスエリア拠点の強化・整備】

- (1) 成果指標の図書貸出冊数については、実際に貸出には至らなくても、館内で本を読んでいる方もいらっしゃるので、貸出冊数に反映しない図書サービスの成果もあると感じる。

Ⅱ 郷土愛を育み 心豊かな人づくり

(3) 地域社会をつなぐ人づくり

令和7年度のねらい

① 生涯学習の機会の充実と学習情報の提供

多様なニーズに沿った魅力ある公民館の主催講座開催や自主サークル活動の支援をとおして、住民の学習の場を充実することで、地域社会の人と人のつながりづくりを推進します。また、講座や活動内容の情報発信に努めます。

② 体験活動の拡充と支援

市主催の体験活動の充実を図り、活動をとおした参加者や地域住民との交流によりコミュニケーション能力や協調性などを身につけ、課題発見や課題解決する力など多くの「生きる力」を身につけることにより、人としての成長を図ります。さらに、地域のことや人を知り、学ぶことで、郷土愛の醸成を図ります。

③ 学校・家庭・地域の連携と地域社会活動の推進

学校・家庭・地域、各種団体との連携、協力による家庭教育や地域社会活動の充実を図り、また、社会教育関係団体の運営及び活動に対し支援し、地域社会活動を推進し次世代の担い手育成につなげます。また、公民館のあり方の検討を進め、公民館の利便性の向上や地域コミュニティ活動推進による持続可能な地域社会を目指します。

④ 生涯学習環境の整備

社会教育施設の適正な維持管理に努め、建替え及び長寿命化改良事業を計画的に進めます。また、地域振興を目的とし、公民館類似施設の整備に対し補助を行います。

令和7年度の主な取組内容

- ・公民館主催講座等の充実（生涯学習文化財課）
25公民館で講座の企画方法や情報発信について情報交換するとともに、公民館アンケートで寄せられた意見なども参考に、講座の企画・検討を行い新規講座の開催や講座の充実を図りました。
- ・公民館だよりの発行（生涯学習文化財課）
公民館講座の案内に加え、放課後子ども教室の活動内容について掲載し、同時に地域の情報を掲載しました。
- ・公民館サークル活動のホームページへの掲載（生涯学習文化財課）
公民館サークル活動を唐津市ホームページへ掲載しました。
- ・唐津市の公民館の活動や生涯学習の情報配信（生涯学習文化財課）
令和6年9月よりInstagramを開設し、主催講座や体験活動などの情報配信を行いました。

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・公民館主催講座の講座数は、令和6年度の329件に対し、令和7年度は353件に増加しました。参加実績に基づく内容の見直しや新たな活動に向けた検討・整理を行い、73件の新規講座を開催しました。
- ・スマホ教室を16公民館で152回開催し、参加者からも好評でした。
- ・各公民館の公民館だよりを共有し、他公民館の内容を参考にし、内容の更なる充実に努めました。
- ・令和5年9月から、25公民館のサークル活動の情報を市ホームページに掲載しています。
- ・Instagramにおける積極的な情報発信に努めました。より多くの人の目に届きやすい曜日や時間帯を分析・把握し、年間で72本の投稿を計画的に実施しました。開催案内に留まらず、実施後の様子を投稿したほか、通常の投稿より拡散力の高い、ス

トーリーズやリール動画の活用にも挑戦しました。これらの取り組みの結果、年度当初101人だったフォロワー数は303人へと増加し、年間総閲覧数は約19万回を記録しました。

【要因分析】

- ・新規講座を開催し利用者拡充に努め、講座開設数及び講座参加者数が増加しました。
- ・サークル活動においても、主催講座からサークル活動に8件移行し、昨年度より参加者数が増加しました。
- ・公民館だよりやホームページに加え、インスタグラム投稿により、より多くの方に公民館の取り組みなどの情報が配信できると考えられます。
- ・公民館利用者の多くが高齢者であり固定化されているため、若年層などの新規利用者の開拓が必要です。

【改善・改革プラン】

- ・公民館主催講座のニーズを把握し、新規講座を計画することで、新しい参加者や公民館利用者の拡大に努めます。
- ・主催講座からサークル活動へ移行し、講座や活動の充実に努めます。
- ・公民館だより、ホームページ、インスタグラムを活用し、公民館における活動内容、参加募集などの広報を図り、生涯学習の普及啓発に努めていきます。

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
主催講座開設数	件	298	329	353
主催講座参加人数	人	22, 214	21, 618	22, 602
自主サークル数	件	590	588	603
自主サークル参加人数	人	158, 232	168, 874	176, 827

《達成度》

指標	目標値 (人)	R7 成果 (人)	達成度	摘要
公民館来館者数	400, 000	410, 931	103%	令和 6 年度の実績 を基に目標設定 R6 実績 395, 287 人
公民館主催講座参加者数	22, 000	22, 602	102%	令和 6 年度の実績 を基に目標設定 R6 実績 21, 618 人

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ たくましいからつつ子育成事業の実施（生涯学習文化財課）

青少年体験活動補助事業の交付実績は 5 件でした。また、通学合宿については 3 件の実施となりました。市の主催事業として、ポニーふれあい体験出前教室や体験学習、宿泊体験、島体験、工場見学などさまざまな体験活動を行いました。

- ・ 社会教育団体への支援の実施（生涯学習文化財課）

補助対象団体は 4 5 団体でしたが、団体側の活動縮小などにより、結果として 3 8 団体へ補助金交付を行いました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ たくましいからつつ子育成事業の実施

市主催事業として、工場見学や島体験、宿泊体験を実施し、地域の特色や特性を生かした体系的な事業を推進することにより、郷土愛や社会性、創造性を育み、心豊かな人格形成に繋がりました。

毎年実施しているポニーふれあい体験教室は、保育園や小学校、公民館に募集しました。応募多数のため抽選により 3 5 回の実施となりました。直接動物と触れ合い、餌やりや乗馬を体験し、生き物の話を聞くことで、子ども達の情操教育にもつながりました。

【要因分析】

- ・ ポニーふれあい体験教室の参加者から寄せられた声には、情操教育としての効果が読み取れ、子ども達の体験学習の必要性は高いと考えられます。
- ・ 青少年体験活動や社会教育活動を行う団体への補助事業については、活動の縮小や参加者の減少に加え、組織の担い手不足が大きな課題となっています。

【改善・改革プラン】

- ・たくましいからつつ子育成事業は、参加者のニーズに沿った体験活動内容を検討し実施します。また、ポニーふれあい体験教室は、直接動物と触れ合う貴重な体験となるため、今後も継続実施します。
- ・補助事業については、各団体の意向等も踏まえつつ、活動を安定的に継続できるよう実態に即した支援策の検討を進めます。

《参考》実績

指標名	単位	R5	R6	R7
たくましいからつつ子育成事業 参加者数	人	1,217	1,139	1,385
青少年体験活動推進事業補助金交付件数	件	8	8	8
社会教育団体補助金（運営費）交付団体数	団体	40	39	38

《達成度》

指標名	単位	目標値	R7 成果	達成度
たくましいからつつ子育成事業参加者数	人	1,500	1,385	92%
青少年体験活動推進事業補助金交付件数	件	14	8	57%
社会教育団体補助金（運営費）交付団体数	団体	45	38	84%

令和 7 年度の主な取組内容

- ・放課後子ども教室の実施（生涯学習文化財課）

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を目的として、地域の方の参画を得て公民館を中心に市内全域で実施しました。

- ・家庭教育支援事業の実施（生涯学習文化財課）

中学校の家庭科の授業時間に子育てサロンを開催し、地域で子育てをするという感覚を地域全体で養いました。

- ・唐津市二十歳の祝典の実施（生涯学習文化財課）

市内 8 会場（唐津、浜玉、厳木、相知、北波多、肥前、鎮西・呼子、七山）で開催しました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・放課後子ども教室は、年間を通して開催し、地域の方々とともに、学習や料理、スポーツなどさまざまな活動に取り組むことができました。
- ・中学校の家庭科の時間で実施する「中学校子育てサロン」については、唐津市子育て支援情報センターへ事業を委託し、14校で実施いたしました。生徒達は、命の大切さや子育ての楽しさ、大変さを学ぶことができました。また、子育てで孤立しがちな親子の対話の場をつくり、子育ての悩みなどの話の場を提供しました。
- ・唐津市二十歳の祝典は、大きな混乱もなく開催することができました。各会場において二十歳の門出を祝い、大人としての自覚を持ってもらうことができました。

【要因分析】

- ・放課後児童クラブの待機児童解消のため、放課後子ども教室については、放課後児童クラブとの交流・連携について国から強く求められており、関係部署が連携し、子どもたちにとって、より良い放課後のあり方について検討を進める必要があります。
- ・対面での中学校子育てサロンは、乳幼児親子と中学生が直接触れ合うことができ、事

後アンケートでは「親へ感謝したい」「将来の参考になった」などあり、十分に事業効果が得られたと考えられます。

- ・唐津市二十歳の祝典は、市の一体感の醸成の観点から、会場を一本化すべきとの意見も寄せられています。

【改善・改革プラン】

- ・「放課後子ども総合プラン運営委員会」を開催し、放課後児童クラブとの連携強化と子ども教室の内容の充実を図っていきます。
- ・中学校子育てサロンにおいては、唐津市立中学校全校での開催ができるよう学校と連絡調整を図っていきます。
- ・唐津市二十歳の祝典においては、会場一本化開催についての課題の整理をしつつ、主役である若者世代の意見にも耳を傾け、時代に即した式典のあり方についての検討を行います。

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
放課後子ども教室延べ参加者数	人	15,031	15,360	14,074
放課後子ども教室開催数	回	958	1,140	947
中学校子育てサロンへの参加者	人	1,163	1,662	1,559
二十歳の祝典参加者数	人	977	1,004	965

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
放課後子ども教室延べ参加者数	15,500 人	14,074 人	91%	
放課後子ども教室開催数	1,150 回	947 回	82%	
中学校子育てサロンへの参加者	1,800 人	1,559 人	87%	
二十歳の祝典参加者数	1,014 人	965 人	95%	

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ 公民館等施設整備事業（生涯学習文化財課）
- ・ 公民館類似施設整備補助事業（生涯学習文化財課）
- ・ 東唐津公民館長寿命化改良事業（生涯学習文化財課）
- ・ 外町公民館移転改築事業（生涯学習文化財課）
- ・ 鏡公民館長寿命化改良工事（生涯学習文化財課）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ 公民館等施設整備としては、空調設備の更新や既存設備の不具合箇所修繕などの改修工事を実施し、施設の維持管理及び利便性向上に努めました。
- ・ 公民館類似施設整備補助金として、上久里公民館の改築など 25 件の補助を実施しました。また、菜畑公民館の新築建替え 1 件のほか、エアコン故障に伴う買い替えなどの緊急整備についても 6 件の補助を実施しました。
- ・ 東唐津公民館長寿命化改良工事が完了し、バリアフリー化の重点設備として、新たにエレベーターを設置するとともに、車椅子利用者や介助者に配慮した多機能トイレを新設しました。また、外壁の塗り替え、屋根の防水及び葺き替え、建具の改修を行うとともに、照明器具の LED 化や空調設備の更新を実施しました。
- ・ 外町公民館移転改築事業について、実施設計業務及び敷地内の造成工事を完了しました。今後は令和 8 年度に新施設の建築工事に着手し、令和 9 年度中に工事を完了して移転を行う計画です。その後、既存施設の解体および駐車場整備を進め、令和 11 年度にすべての事業が完了する予定としています。
- ・ 鏡公民館長寿命化改良事業に係る実施設計業務が完了しました。

【要因分析】

- ・ 建築後 40 年以上経過した公民館が 25 館中 15 館あります。また、30 年以上経過した公民館は 17 館あり、全体の約 7 割を占めています。

【改善・改革プラン】

- ・施設整備は、「唐津市教育委員会個別施設計画」（令和３年３月策定）に沿って、計画的な整備を進めていきます。

《参考》実績

指標名	単位	R5	R6	R7
公民館修繕・整備工事件数	件	117	91	116
公民館類似施設整備補助金申請件数 (新設及び増改築)	件	15	23	26
公民館類似施設整備補助金申請件数 (緊急整備)	件	8	8	6

《達成度》（2021年度から2030年度までの目標）※唐津市教育委員会個別施設計画

指標	目標	R7(まで)の成果	達成度
長寿命化	11 館	1 館	9%
建替え	3 館	3 館	100%
機能集約・移転	3 館	1 館	33%

【生涯学習の機会の充実と学習情報の提供】

- (1) 公民館の利用において、若年層の利用者を開拓するため、斬新な企画と挑戦が必要だと感じる。「夏！フェス三の丸」に出演し注目を集めた「まつうらきなこ」を教育委員会で公認するなどし、公民館を拠点に活動を行い、小学生などが参加するイベントを開催するべき。
- (2) 各公民館において、多様な講座開設に日々チャレンジされていることに敬意を表する。今後はさらに一歩進め、それぞれの「地域の具体的なニーズ」にきめ細かくあわせた講座づくりを行っていただくようお願いしたい。
また、広報手段として開設されている唐津市公式インスタグラム等のフォロワーや投稿が少しずつ増えている現状を踏まえ、現場から「すぐに情報を発信・共有できる仕組み」を整えることを提案する。迅速な情報発信により、魅力ある地域情報がさらに住民へ届くようになると思う。
- (3) 公民館の大きな課題である「若い世代の利用を増やすこと」については、これまでの固定概念や従来の延長線上の考え方だけでは難しい局面にきていると感じる。今後は、若者の感性に響くような、これまでにない「斬新なアイデア」や大胆な発想を積極的に取り入れることが、魅力ある公民館づくりに直結するのではないかと。現場の皆様には、ぜひ恐れずに新しい形へチャレンジしていただきたい。
- (4) 各公民館で作成されてある「公民館だより」について、公民館長は研修等でお互いの公民館だよりについて共有されていると思われるが、一般市民は、自校区のみ公民館だよりを紙媒体でしか読むことができない。唐津市のホームページで全校区の公民館だよりを見られるようにすると他地域の活動状況がわかり、自分の地域の活動の参考になるのではないかと。また、公民館長もより多くの人に読まれることでよりよい紙面を作ろうと自己研鑽されるのではないかと。
- (5) 公民館の利活用については、若年層の学校外での活動をより一層詳細に調査していただき、公民館利活用の一層の促進、年代同士の交流の場としての利活用を促進していただきたい。SNSについては、大阪の枚方市ではFacebook等の利活用でのバーチャル市民サークルを形成し、リアルな活動を行うことでSNSの強みを活かしている事例もあるので、参考にして頂きたい。また、公民館本体のみならず、駐車場や敷地内でのキャンプやバーベキューなどの活用方法もあるのではないかと。

【体験活動の拡充と支援】

- (1) 唐津の特徴を活かした体験、例えば「キャッスルベイ」における SUP 等のマリンスポーツ体験と宿泊企画を組み合わせた事業を実施してみてはどうか。
- (2) たくましいからつつ子育成事業において、工場見学や島体験など、唐津ならではの地域の特色を活かした体験活動が実施されていることは非常に有意義。ぜひ、さらに多くの児童に参加してもらえよう周知や環境整備をお願いしたい。こうした貴重な原体験の中から、将来の地域を引っ張る「地域リーダー」が育っていくことを強く望む。

なお、大変人気を集めている「ポニーふれあい体験教室」については、子どもたちの豊かな心を育む素晴らしい活動なので、今後もぜひ継続して実施していただきたい。

【学校・家庭・地域の連携と地域社会活動の推進】

- (1) 唐津市二十歳の祝典については、式典の運営や今後のあり方の検討にあたっては、大人の視点だけで決めるのではなく、実際にこれから主役となっていく高校生たちの多様な意見を積極的に取り入れていただきたいと考える。若い世代の声を反映させながら、時代に即した望ましい式典の形を検討・構築していくようお願いしたい。

【生涯学習環境の整備】

- (1) 公民館類似施設整備補助金において、建設費は、資材高騰を考慮しても高額になってきているので、事業費の精査が必要であると感じる。

Ⅱ 郷土愛を育み 心豊かな人づくり

(4) 文化財の保護と伝統文化継承の支援

令和7年度のねらい

① 民俗文化財の保護・継承育成

国指定重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の唐津曳山の総修理を継続して行うと共に、伝統芸能としての保存及び後継者育成を支援します。

② 埋蔵文化財等各種文化財の調査

文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。

③ 史跡等の保護・整備

肥前陶器窯跡のうち飯洞甕下窯跡の覆屋の建設を行うとともに、市が所蔵する唐津焼の展示を行い、唐津焼の文化・歴史も含めた多様な価値を発信するよう努めます。また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行うと共に、地域・個人で管理している文化財についても保護・支援を行います。

④ 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みや建築物を保存し、それらを活かした町づくりを行います。

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ 曳山保存修理事業の実施（生涯学習文化財課）
- ・ 曳山行事伝統文化継承支援事業の実施（生涯学習文化財課）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ 唐津曳山取締会が実施する「唐津くんちの曳山行事」の 10 番曳山「上杉謙信の兜」の台車総修理事業（2 カ年計画のうち 2 年目）及び 11 番曳山「酒吞童子と源頼光の兜」の総修理事業（2 カ年計画のうち 1 年目）に係る補助金を交付しました。
- ・ 唐津曳山取締会が実施する唐津曳山の部分修理に対して 2 件補助金を交付しました。
- ・ 曳山行事の囃子に使用する大太鼓・締太鼓等の修理に対して 5 件補助金を交付しました。

【要因分析】

- ・ 唐津曳山は指定文化財であるが、「唐津くんちの曳山行事」に使用するためのものであるため、漆塗膜面の劣化や亀裂、擦れなどは避けられない事象であることから、総修理事業等については引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・ 唐津曳山の総修理事業はおおよそ 30 年ごとに実施されますが、総修理事業を待たずに劣化する部分があり、部分修理について引き続き支援を行っていく必要があります。

《実績》

指標名	単位	R5	R6	R7
唐津曳山 部分修理 補助件数	件	3	2	2
大太鼓・締太鼓等修理等 補助件数	件	2	3	5

令和 7 年度の主な取組内容

- ・開発に伴う市内遺跡の確認調査の実施（生涯学習文化財課）
- ・瓢塚古墳及び山瀬窯跡^{ひさごづか}の報告書刊行に向けた整理作業の実施（生涯学習文化財課）
- ・市役所外構工事に伴い実施した調査の調査報告書を刊行（生涯学習文化財課）
- ・双水柴山遺跡出土の鉄製品（鉄斧）の保存処理を実施（生涯学習文化財課）
- ・戦争や炭坑等の近現代の遺構の現地踏査を実施（生涯学習文化財課）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・遺跡の有無に関する照会件数は、市町村合併後右肩上がりに増加し、合併直後と比べ 4 倍近い件数となっていましたが、令和 5 年度以降は減少傾向を示しました。これは市のホームページ上での遺跡地図閲覧が、周知・定着してきたことの証左ではないかと考えます。

遺跡の照会件数は、過去 5 年間の平均の 7 割程度にあたる 1,170 件で、このうち 110 件について文化財保護法に基づく書類の提出を受け付け、さらにこのうちの 49 件について確認調査を実施しました。

- ・重要遺跡範囲確認調査の一環として、瓢塚古墳及び山瀬窯跡^{ひさごづか}の報告書刊行に向けた整理作業を実施し、双水柴山遺跡出土鉄製品の保存処理を実施しました。
- ・令和 5、6 年度に実施した、市役所外構工事に伴う埋蔵文化財調査の調査報告書を刊行しました。
- ・現地に残されている基地や砲台といった戦争遺跡や炭坑に関する遺構の踏査を行いました。その結果、新たに防空壕や居住地の痕跡を発見しました。

【要因分析】

- ・宅地造成や道路建設等の開発行為の前に、文化財の有無を確認することが根付いてきます。今後も遺跡破壊を防ぐため、文化財保護に関する周知化を進める必要があります。

【改善・改革プラン】

- ・現在埋蔵文化財包蔵地の位置を広く知ってもらうために、市のホームページ上で遺跡地図を公開しており、宅地開発等の開発を行う前に文化財の有無を確認できるようにしています。そのことをより多くの人に知ってもらうために、市報やSNSで引き続き呼びかけていきます。

《成果指標》

指標名	単位	R5	R6	R7
埋蔵文化財関係の照会回答件数	件	1,426	1,171	1,170
文化財保護法に基づく申請件数	件	120	105	110
確認調査実施件数	件	36	55	49

《達成度》

指標	予想値	R7 成果	達成度	摘 要
埋蔵文化財関係の照会回答件数 (件)	1,563	1,170	75%	※予想値は過去5年間の平均
文化財保護法に基づく申請件数 (件)	127	110	87%	※予想値は過去5年間の平均
確認調査件数 (件)	51	49	96%	※予想値は過去5年間の平均

令和 7 年度の主な取組内容

- ・ 指定文化財の維持管理清掃業務（生涯学習文化財課）
- ・ 鶺鴒^{うどの}石仏群保存対策調査事業の実施（生涯学習文化財課）
- ・ 歴史民俗資料館（旧三菱合資会社唐津支店本館）保存整備事業の実施（生涯学習文化財課）
- ・ 国史跡「肥前陶器窯跡」保存整備事業の実施（生涯学習文化財課）
- ・ 重要文化的景観「蕨野の棚田」サイン設置（生涯学習文化財課）

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・ 指定文化財の維持・管理・清掃等の業務を地元団体等に委託して行いました。
- ・ 鶺鴒^{うどの}石仏群については、定期的に状況の観察を行うとともに、鶺鴒^{うどの}石仏群保存整備検討委員会を開催しました。
- ・ 歴史民俗資料館（旧三菱合資会社唐津支店本館）保存整備事業については、耐震補強に関する方針の整理及び基本設計内容の一部見直しを行ったほか、敷地内発掘調査の遺構図作成、整備用地の現況測量及び防蟻処理業務を実施しました。
- ・ 国史跡「肥前陶器窯跡」のうち、唯一窯の上部構造が残る飯洞甕下窯跡の覆屋内に、解説パネルや窯の復元ジオラマ、唐津焼の制作工程を現したミニチュア模型、触れるレプリカ等の展示物を整備し、同窯跡の保存処理も実施しました。
- ・ 「蕨野の棚田」の来訪者への誘導サインや蕨野の棚田を説明する説明サインを設置しました。

【要因分析】

- ・ 個々の文化財について、維持管理や整備に取り組んでいますが、中・長期的な観点からの総合的な保存・整備・活用の計画が求められています。

【改善・改革プラン】

- ・文化財保護法の改正により制定できるようになった「文化財保存活用地域計画」について、他市町の策定状況に関する情報を収集しつつ、具体的な策定方法に向けての検討を行っています。

令和7年度の主な取組内容

- ・公民館講座等での講演（生涯学習文化財課）
- ・発掘調査成果等の展示会開催（生涯学習文化財課）
- ・呼子伝統的建造物群保存対策調査の結果報告会の開催（生涯学習文化財課）
- ・歴史民俗資料館（旧三菱合資会社唐津支店本館）の特別公開（生涯学習文化財課）
- ・SNS（Instagram・X（旧Twitter））での広報（生涯学習文化財課）
- ・文化財防火デー（毎年1月26日前後）にあわせた指定文化財の消防訓練
(生涯学習文化財課)

令和7年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・公民館等の歴史講座および文化財の案内・説明を13回行いました。
- ・主催、共催を含め、展示会を2回開催しました。
- ・呼子伝統的建造物群保存対策調査の結果報告会を2回開催しました。
- ・旧三菱合資会社唐津支店本館は、保存整備の進捗状況の紹介を兼ねて2日間特別公開しました。また、観光課と協力し、ゾンビランドサガ・バスツアーにあわせて6日間参加者の見学を受入れました。
- ・SNS（Instagram、X（旧Twitter））で、指定文化財の紹介やイベントの広報、各事業・業務の紹介などを行いました。（Instagram：投稿48件、フォロワー数473人、X（旧Twitter）：投稿122件、フォロワー数563人）
- ・文化財防火デーにあわせて、名護屋城博物館で消防署と協力して大規模な消防訓練を行いました。

【要因分析】

- ・歴史講座は公民館等からの依頼に積極的に対応してきたため、毎年多くの依頼を受けています。
- ・歴史民俗資料館（旧三菱合資会社唐津支店本館）の特別公開については、アニメ「ゾ

ンビランドサガ」の映画公開も重なり、多くの問合せ、来館者がありました。

- ・伝統的建造物群保存の取り組みについては、歴史的に価値の高い町並みの保存に取り組む一方、個人の所有物（建築物・工作物など）に一定の制限をかけることとなるため、地域住民の理解と制度への合意形成を図ることが不可欠となります。

【改善・改革プラン】

- ・歴史講座等の講演依頼に関しては、今後も積極的に対応します。
- ・展示会に関しても可能な限り多くの展示会を開催し、文化財の普及・啓発に努めます。
- ・呼子地区の伝統的建造物群保存に関しては、個別訪問等を通じ、制度の周知及び制度導入への住民理解を得ていくための取り組みを進めていきます。

《成果指標》

指標名	単位	R5	R6	R7
発掘調査成果等の展示会開催	回	3	3	2

《達成度》

指標	目標値	R7 実績	達成度	摘要
発掘調査成果等の展示会開催	2 回	2 回	100%	

【民俗文化財の保護・継承育成】

- (1) 唐津神社前の市道の石畳整備では、石のサイズが大きいことにより、間隔が広く、凹凸が少ないため、曳山巡行への影響は少ないように感じる。
- (2) 紺屋町の15番山（黒獅子）が復活する話もクローズアップされているため、要請があれば、行政としてもガイドラインの作成等を支援すべきではないか。
- (3) 文化財の保存や修復、調査研究は非常に地道な活動の積み重ねであると認識しているが、唐津のアイデンティティを守るためにも、引き続き誇りを持って粘り強く取り組んでいただきたい。
- (4) 文化財の保護については、文化財の保全などのみならず、その利活用についてご担当部署同士の力により、SNSでの発信、地域活性や学校教育での利活用などにつなげていただきたい。

【埋蔵文化財等各種文化財の調査】

- (1) 新たな発掘調査や研究によって明らかになる文化・歴史の事実には、まだまだ私たちが知らない未知のロマンや魅力が隠されている。こうした唐津の素晴らしい歴史やストーリーを、これからの時代を担う子どもたちへ魅力的に伝え、郷土愛を育む教育の場をぜひ積極的に創出していただきたい。

【史跡等の保護・整備】

- (1) 名護屋城の天守閣については、復原を検討し、観光の起爆剤としてみてはどうか。

【文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動】

- (1) 歴史民俗資料館（旧三菱合資会社唐津支店本館）においては、人気アニメ『ゾンビランドサガ』のツアー内容と行程の充実を図り、「アニメのまち唐津」を醸し出してほしい。
- (2) 歴史民俗資料館は、『ゾンビランドサガ』の聖地として広く知られており、全国の熱心なファンの皆さまが自発的に清掃活動を行ってくださるなど、地域に根差した深い愛着を持たれている。

昨年の映画の全国上映に続き、来年にはSAGAアリーナでのライブが控えるなど、現在、佐賀県全体が大きな盛り上がりを見せている。この絶好の機会を捉え、より多くの方に歴史民俗資料館の存在や建物の歴史的価値を知ってもらうための「きっかけづくり」を強力に推し進めていただきたいと考える。

単なる観光地としてではなく、国内外のファンや市民を巻き込んだ「歴民応援団」を数多く作り、ともに資料館を支え、盛り上げていくような新しい形の活用とファンコミュニティとの連携強化を強く要望する。

- (3) 歴史民俗資料館について、令和7年度は2日間の特別公開を実施しているが、『ゾンビランドサガ』で注目を集めている今こそ、本来の目的である歴史民俗資料館としての存在を市・内外にもっと多く発信して、唐津の炭鉱の歴史をアピールしてはどうか。そのためにも、特別公開を多くしたらいいと思う。

Ⅲ 共に認め合い 支え合う人づくり

(5) 人権・同和問題に対する啓発活動

令和7年度のねらい

① 学校での人権・同和教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や高い人権意識と豊かな人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。

また、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努め、差別のないまちづくりをめざします。

道徳教育の推進、本物に触れる体験活動やキャリア教育の充実、人権・同和教育の推進により、自他に対する肯定感や、思いやりの気持ちを育てる態度の向上及び行動力を育成します。

② 多様性の理解促進とともに学ぶ機会の充実

こどもが主体的に議論できる場を設け、こども、保護者、教職員の合意形成を図りながら、安心して学校生活を送ることができるよう、一人ひとりの個性や多様性を尊重する意識の醸成を図ります。

また、インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長を目指します。

③ 市民に対する人権・同和教育の推進

障がいの有無や門地、性別など様々な人権課題を解決していくため、人権教育は生涯にわたり学んでいく必要があります。学習環境を整え学びやすい場を作ることで、学習機会を増やすとともに、人権・同和教育の推進に努めます。

また、グローバル化や世の中を取り巻く環境の変化により、人々の生活スタイルも多様化してきており、働き方・暮らし方の価値観が大きく変化しています。

一人ひとりの人権を守っていくため、互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容さを養い、全ての人々が不当に差別されることのない共生社会の実現を目指し、人権教育の推進に努めます。

令和 7 年度の主な取組内容

- ・人権・同和教育を推進しました。（学校教育課）

各学校において人権・同和教育の全体計画・年間指導計画に基づいた校内研修を計画的に実施するとともに、唐津地区人権・同和教育研究会と緊密に連携しました。また、障がいのある方の人権問題への理解促進に加え、多様な性の在り方（L G B T Q + 等）に関する意識啓発にも注力し、児童生徒一人一人の個性が尊重される教育環境の醸成に努めました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・各学校において、道徳科や総合的な学習の時間等を通じた人権・同和教育の授業及び人権集会を計画的に実施したほか、全校で講師招聘やDVD活用による校内研修を行いました。また、県や市の人権・同和対策課や唐津人権擁護委員協議会と連携したワークショップ、人権教室、「人権の花運動」への参加に加え、ブラインドウォークや日本財団から寄贈された車椅子（パラサポ！ミライ）を活用したインクルーシブ運動会といった体験型学習を積極的に取り入れることで、障がいのある人への理解促進や多角的な人権教育を推進しました。

【要因分析】

- ・関係機関の出前講座やワークショップ情報を各校へ積極的に周知・活用したことで、学校間の実施状況に大きな差が出ないように工夫しました。専門家との連携や体験学習の積み重ねは、人権感覚を養う上で極めて有効であり、多様性を尊重する校風づくりと、教職員の指導力向上を支えることにつながっています。

【改善・改革プラン】

- ・優れた実践や有効な取組を他の学校へ広げるとともに、学校、家庭、地域の連携を推進します。

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
全体計画・年間指導計画を策定し 実施している学校	校	46	42	40
人権教室、または人権集会を実施し ている学校	校	46	42	40

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
全体計画・年間指導計画を策定し、 実施している学校	40	40	100%	
人権教室、または人権集会を実施し ている学校	40	40	100%	

令和 7 年度の主な取組内容

- ・個性や多様性を尊重する意識の醸成を図りました。(学校教育課)
佐賀県版人権DVD等を活用して、個性の伸長や多様な性の在り方についての理解促進を図りました。

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・全ての小中学校において保健の授業等を通じた性的マイノリティへの理解教育を推進しました。また、多様性への配慮を実質的な環境整備へ繋げる動きとして、中学校 13 校が制服の新モデルを導入し、スラックスやスカート等を自由に選択できる環境を整えるなど、生徒が自分らしく安心して学校生活を送れる環境づくりが進んでいます。

【要因分析】

- ・全校で実施した性的マイノリティに関する教育により、多様な価値観を肯定的に受け入れる土壌を育みました。また、多様な個性を尊重しようとする学校現場の理解が深まり、児童生徒が抱える悩みや違和感に対し、制度の面から柔軟に对应しようとする前向きな動きが、制服の選択制度などの環境整備を推進しています。

【改善・改革プラン】

- ・学校に対して多様な性の在り方やインクルーシブ教育に関連する国や県からの通知等を周知し、すべての児童生徒が自己の個性を発揮し、安心して学ぶことができるインクルーシブな環境づくりの推進を図っていきます。

《実績》

指 標	単位	R5	R6	R7
制服の選択制を取り入れている学校数	校	2	10	13

《参考》成果指標

指標名	単位	R5	R6	R7
性的マイノリティへの理解を図る教育を行った学校数	校	46	42	40

《達成度》

指 標	目標値	R7 成果	達成度	摘 要
性的マイノリティへの理解を図る教育を行った学校数	40	40	100%	

令和 7 年度の主な取組内容

- ・唐津市内の企業及び市内公民館等での人権同和の啓発と推進活動を行いました。
(生涯学習文化財課)

令和 7 年度における取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

- ・市民への啓発、市職員への人権・同和问题啓発研修会を実施しました。
- ・多人数が参加される企業の研修会で、企業からの要望によりインターネットを用いた同時配信による研修会を試みました。
- ・各研修時に理解度のチェックを行い、今後の研修会の内容と合わせて改善すべき事項について参加者へアンケートを行った結果、多様な人権問題を今後の研修に組み込んでほしいという前向きな要望があったことから、市民の人権意識が高まり、啓発の効果が少しずつ表れてきています。
- ・人権標語・人権ポスターを募集し、その入賞作品を使った 2026 年人権カレンダーを製作し、市全体に啓発が届くように各家庭に配布しました。これにより様々な人権問題について、子どもたちなどに市民の言葉や絵を目にする機会を与えることで様々な人権問題について自分のこととして意識付けを図りました。
- ・市内の公民館等で、市民や社会教育関係者に対し様々な機会を提供するため、各種研修会や講座を実施するとともに、関係団体と連携し地域における指導者の育成を行いました。また、受講者から家族、地域社会へと人権意識の向上を広く波及させ、啓発活動が市内全域へ繋がるよう推進しました。

【要因分析】

- ・継続して雇用していた指導員が令和 7 年 3 月に退職後、令和 6 年度の雇用した指導員 2 名と令和 7 年 7 月に雇用した 1 名で新たに人権研修・講座の開催となりました。指導員の研修や学習等の 1 年間であったため、人権研修・講座の開催回数の減少が参加人数の減少にもつながりました。

- ・社会・同和教育指導員不足の解消のため、市職員の研修用動画を使用し動画視聴の研修会を実施しました。

【改善・改革プラン】

- ・研修を行う講師を育成するための研修内容のひな型の作成、啓発ビデオ等を用いた研修の実施など、研修内容の充実を図る必要があります。
- ・関係機関と連携し、社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習の機会を提供し、市民がより参加しやすい環境を作る必要があります。

《実績》

指標名	単位	R5	R6	R7
人権・同和問題啓発研修会の参加者数	人	4,095	4,162	3,808
人権カレンダーの配布数	部	49,800	48,831	48,946
社会教育施設等での人権研修・講座の開催数	回	115	128	87

【学校での人権・同和教育の推進】

- (1) 障がいのない児童生徒が障がいのある児童生徒に、車椅子を使って条件を合わせるインクルーシブ運動会は素晴らしい企画だと思う。
- (2) 学校現場において、ブラインドウォークやインクルーシブ運動会といった「体験型学習」が取り入れられていることを大変嬉しく思っている。子どもたちがただ知識として学ぶだけでなく、肌で感じ、楽しみながら多様性や他者への思いやりを「みんなで一緒に学ぶ」ことができる体制は非常に素晴らしいもの。こうした当事者目線に立てる体験の機会を、今後もぜひ継続・発展させていきたい。
- (3) 人権について、既存の取り組みに加えて、学校現場における学びの多様性や個別最適な学びを先生方も含めて、互いに尊重しあう土壌づくりにも生かして欲しい。
また、社会には異質なものを排除する傾向があるので、学校だけでなく社会に出ても配慮する意識をもてるように、真のインクルーシブ教育の実現にも生かしていただきたい。

【多様性の理解促進とともに学ぶ機会の充実】

- (1) 人権学習教材 DVD「ジンちゃん・ケンちゃん」は分かりやすく、広報としては良い教材となっている。
- (2) スラックスやスカート等を自由に選択できる制服選択制度は、かなり浸透してきていると実感する。

【市民に対する人権・同和教育の推進】

- (1) 人権研修・講座の参加者数は、指導員の力量によるところが大きいと思うので、ベテラン指導員が退職後の現在、現職の指導員は更なる研鑽を積み、参加者数の増加に努めていただきたい。
- (2) 人権標語や人権ポスターについて、入賞作品を活用して視覚的に分かりやすく工夫されている点は大変効果的であると感じる。
今後はこの素晴らしい取り組みをさらに一歩進め、児童虐待防止や子どもの尊厳を守る観点からも重要性が増している「こどもの権利条約」の視点や内容を取り入れた作成・展示を提案する。これにより、子どもたち自身が守られるべき権利を正しく知り、大人もその重要性を再認識できる、より一層深い人権啓発につながると考える。

- (3) 現在の GIGA スクール環境やスマートフォンの普及に合わせ、人権標語や人権ポスターをパソコンやタブレットの画面に表示できるデジタル啓発や、SNS を活用した情報発信の仕組みを導入することを提案する。従来の紙のポスターやパンフレットだけでなく、日常的に目にするデジタル空間を活用することで、若い世代をはじめとする多くの市民に対し、タイムリーかつ身近に人権意識を届けることができるのではないかと考える。時代に即した新しい啓発の手法について、ぜひご検討をお願いしたい。
- (4) 各校区公民館での人権・同和研修は毎年行われているが、参加するメンバーはいつも同じ人ばかりである。もっと、広く啓発させるために町内会へ呼びかけて地区の公民館で人権・同和研修を開催してはどうか。

議案第 34 号

唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について

唐津市小学校屋外遊具整備方針を次のように策定するものとする。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

唐津市小学校屋外遊具整備方針

別紙のとおり

提案理由 小学校施設に設置されている屋外遊具について、令和 7 年度に実施した遊具の点検結果を踏まえ、計画的な改修を行うための基本的な考え方を整理し、整備の方針を策定するもの。

唐津市小学校屋外遊具整備方針(案)

令和8年 月

唐津市教育委員会

目次

- 1.方針策定の目的
- 2.対象施設
- 3.健全度を把握するための点検調査結果の概要
- 4.遊具点検調査結果
- 5.遊具整備方針

1. 方針策定の目的

唐津市立小学校における屋外遊具は、その多くが学校建設時に設置されており、近年、老朽化が著しく、破損等により修繕や更新を行う遊具が増加している。事故防止の措置として危険な遊具については使用禁止などの対応を行っているが、遊具は児童が遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させるために必要不可欠なものであり、その維持補修や更新においては早急な対応が求められることから、その整備について方針を定めるものである。

2. 対象施設

本方針では屋外遊具を有する唐津市立小学校を対象とする。

3. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

遊具の健全度の把握については令和7年度に実施した、唐津市内小学校遊具点検業務の成果である、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に示される定期点検表を用いて点検結果について劣化状況とハザードレベルの状況を整理した。

【判定基準】

(劣化)

- a : 健全な状態
- b : 軽微な劣化がある状態
- c : 修繕が必要な劣化がある状態
- d : 緊急修繕が必要な劣化がある状態

(ハザード)

- 0 : 傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1 : 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
- 2 : 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
- 3 : 生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

補修等の対策や更新の必要性について、上記の劣化判定とハザードレベルを総合的に判断して健全度の判定を行った。

【総合判定】

- A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）
- B：軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
- C：異常があり、修繕又は対策が必要
（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）
- D：危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、撤去し更新を検討
（使用不可）

※総合判定がCの遊具は、ハザードの大きさと使用可または不可を判断

総合判定Cでハザード0～2の遊具(以下C-0～2と表記)・・・使用可

総合判定Cでハザード3の遊具(以下C-3と表記)・・・・・・使用不可

4. 遊具点検調査結果

別表1及び2のとおり。

5. 遊具整備方針

(1) 日常的な維持管理に関する基本方針

遊具に対するハザードを除去し、児童にとって安全で楽しい遊び場を確保することが求められるため、教職員による日常点検及び定期点検(学期ごと1回)、また職員による随時点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

特に可動遊具は、パーツの破損やボルト、ナットの緩み、塗装の剥離などが発生しやすいため、安全性の確保の面からも劣化や損傷を把握した場合、速やかに消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて使用禁止の措置を行う。

(2) 点検調査結果を踏まえた遊具整備の基本方針

【施設の更新の基本方針】

老朽化した遊具の適正かつ効率的な更新を図り、児童が安全・安心に利用することが可能となるよう以下のとおり対応を行う。

① 総合判定がDまたは、点検表で「撤去推奨」とされている遊具

使用禁止の措置をし、遊具の撤去を早急に行う。撤去後、必要に応じて遊具を新設する。但し、軽微な修繕で総合判定がDからC-2以上に上がる場合は修繕で対応とする。

- ② 総合判定が C-3で基礎の露出がハザード3の要因となっている遊具
露出した基礎部分の改修対応を行う。
- ③ 上記の②以外の総合判定が C-3の遊具
原則修繕を行う。但し、修繕箇所が多数あり、修繕よりも撤去・新設のほうが妥当な場合は、遊具の撤去・新設を行う。
- ④ 総合判定が C-0～2の遊具
総合判定が D 及び C-3遊具の対応後、必要に応じて修繕を行う。
- ⑤ 総合判定が A 及び B の遊具
現時点で修繕の必要性が低いことから、経過観察とする。

【整備の優先順位について】

総合判定が D 及び C-3の遊具から改修を行い、完了後に総合判定が C-2の遊具の改修を行う。また、学校別の優先順位については、別表 1 の使用不可率(基礎対応後)の割合が高い学校から優先的に整備を行うものとする。

【その他】

5年毎に公園施設点検管理士など専門的な資格を持つ技術者による遊具点検を実施し、点検結果の記録管理を行い、遊具本来の性能を維持し、児童が安全に使用できるよう努めるものとする。

【別表1】

学校別点検結果表

令和7年度末現在

No.	学校名	点検対象 の遊具数	総合判定及びハザード判定数								不可割合	基礎露出対 応で使用可 能になる遊 具数	不可割合 (基礎露 出対応 後)
			使用可						使用不可				
			A	B	C 0	C 1	C 2	C 3	D				
1	東唐津小学校	9	0	1	0	0	5	3	0	33.3%	0	33.3%	
2	外町小学校	10	0	7	0	0	0	2	1	30.0%	0	30.0%	
3	長松小学校	18	0	7	0	0	8	3	0	16.7%	0	16.7%	
4	西唐津小学校	18	0	7	0	0	7	4	0	22.2%	0	22.2%	
5	高峰小学校	10	0	4	0	0	1	4	1	50.0%	0	50.0%	
6	高島小学校	8	0	2	0	0	3	3	0	37.5%	1	25.0%	
7	佐志小学校	16	0	6	0	1	4	5	0	31.3%	3	12.5%	
8	鏡山小学校	9	4	5	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	
9	久里小学校	8	0	5	0	0	2	1	0	12.5%	0	12.5%	
10	鬼塚小学校	13	0	1	0	1	5	4	2	46.2%	0	46.2%	
11	湊小学校	8	0	7	0	0	1	0	0	0.0%	0	0.0%	
12	成和小学校	13	0	3	0	0	5	2	3	38.5%	0	38.5%	
13	大志小学校	11	0	5	0	0	4	2	0	18.2%	1	9.1%	
14	浜崎小学校	14	0	6	0	0	4	4	0	28.6%	0	28.6%	
15	玉島小学校	11	0	4	0	1	1	2	3	45.5%	0	45.5%	
16	平原小学校	5	0	1	0	0	0	4	0	80.0%	1	60.0%	
17	巖木小学校	7	5	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	
18	相知小学校	9	0	1	0	0	6	0	2	22.2%	0	22.2%	
19	伊岐佐小学校	8	0	3	0	0	3	2	0	25.0%	0	25.0%	
20	北波多小学校	9	2	5	0	0	0	2	0	22.2%	1	11.1%	
21	肥前小学校	5	0	0	0	2	2	1	0	20.0%	0	20.0%	
22	名護屋小学校	8	0	3	0	0	2	1	2	37.5%	0	37.5%	
23	馬渡小学校	4	0	1	0	0	2	1	0	25.0%	1	0.0%	
24	加唐小学校	6	0	2	0	0	1	2	1	50.0%	1	33.3%	
25	打上小学校	7	0	2	0	0	2	3	0	42.9%	0	42.9%	
26	呼子小学校	6	1	3	0	0	1	1	0	16.7%	1	0.0%	
27	小川小学校	7	0	1	0	0	2	3	1	57.1%	2	28.6%	
28	七山小学校	6	0	4	0	0	0	1	1	33.3%	0	33.3%	
合 計		263	12	98	0	5	71	60	17	29.3%	12	24.7%	
					136								
			186						77				

【別表2】

遊具点検結果一覧表

令和7年度未現在

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
1	1	東唐津小学校	1	2連ブランコ①	B	可	2	b	B
2	1	東唐津小学校	2	2連ブランコ②	C	可	2	b	B
3	1	東唐津小学校	3	すべり台付ジャングルジム	C	不可	3	b	A
4	1	東唐津小学校	4	2連シーソー①	C	可	2	c	B
5	1	東唐津小学校	5	2連シーソー②	C	可	2	c	B
6	1	東唐津小学校	6	雲梯	C	不可	3	c	B
7	1	東唐津小学校	7	登り棒	C	可	2	b	B
8	1	東唐津小学校	8	2連鉄棒 高	C	不可	3	b	A
9	1	東唐津小学校	9	5連鉄棒 低	C	可	2	b	A
10	2	外町小学校	1	8連ブランコ	B	可	2	b	B
11	2	外町小学校	2	2方向すべり台	C	不可	3	b	B
12	2	外町小学校	3	2連シーソー①（オレンジ）	B	可	2	b	B
13	2	外町小学校	4	2連シーソー②（ブルー）	B	可	2	b	B
14	2	外町小学校	5	タイコ梯子付ジャングルジム	D	不可	3	d	B
15	2	外町小学校	6	雲梯	C	不可	3	b	B
16	2	外町小学校	7	登り棒	B	可	2	b	A
17	2	外町小学校	8	肋木	B	可	2	b	A
18	2	外町小学校	9	5連鉄棒 低①（運動場側）	B	可	1	b	B
19	2	外町小学校	10	5連鉄棒 低②	B	可	1	b	B
20	3	長松小学校	1	4連ブランコ①	C	可	2	c	C
21	3	長松小学校	2	4連ブランコ②	C	可	2	c	C
22	3	長松小学校	3	4連ブランコ③	C	可	2	c	C
23	3	長松小学校	4	ジャングルジム①	B	可	2	b	A
24	3	長松小学校	5	ジャングルジム②	B	可	2	b	C
25	3	長松小学校	6	ジャングルジム③	B	可	2	b	C
26	3	長松小学校	7	すべり台	C	可	2	c	B
27	3	長松小学校	8	タイコ梯子チェーンネットジャングル	C	不可	3	c	B
28	3	長松小学校	9	5連鉄棒 低	B	可	2	b	C
29	3	長松小学校	10	6連鉄棒 低	B	可	2	b	A
30	3	長松小学校	11	8連鉄棒 低	B	可	2	b	C

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
31	3	長松小学校	12	3連鉄棒 低	C	可	2	b	B
32	3	長松小学校	13	1連鉄棒 低	C	可	2	b	C
33	3	長松小学校	14	3連鉄棒 高	C	可	2	b	B
34	3	長松小学校	15	平均台	B	可	2	b	A
35	3	長松小学校	16	雲梯	C	可	2	b	B
36	3	長松小学校	17	2方向すべり台①	C	不可	3	c	B
37	3	長松小学校	18	2方向すべり台②	C	不可	3	c	B
38	4	西唐津小学校	1	3連鉄棒（青） 低①	B	可	2	b	A
39	4	西唐津小学校	2	3連鉄棒（赤） 低②	B	可	2	b	B
40	4	西唐津小学校	3	5連鉄棒（赤） 低①	B	可	2	b	B
41	4	西唐津小学校	4	5連鉄棒（緑） 低②	C	可	2	b	A
42	4	西唐津小学校	5	5連鉄棒（青）低③	C	可	2	b	B
43	4	西唐津小学校	6	5連鉄棒（青） 低④	B	可	2	b	B
44	4	西唐津小学校	7	4連ブランコ	C	可	2	b	B
45	4	西唐津小学校	8	6連ブランコ	B	可	2	b	B
46	4	西唐津小学校	9	2方向すべり台①	C	不可	3	c	B
47	4	西唐津小学校	10	2方向すべり台②	C	可	2	c	B
48	4	西唐津小学校	11	ジャングルジム	C	可	2	c	B
49	4	西唐津小学校	12	肋木	C	不可	3	b	B
50	4	西唐津小学校	13	2連シーソー	B	可	2	b	B
51	4	西唐津小学校	14	雲梯	C	不可	3	b	B
52	4	西唐津小学校	15	登り棒	B	可	2	b	B
53	4	西唐津小学校	16	タイヤ跳び	C	可	2	c	B
54	4	西唐津小学校	17	タイヤ跳び2	D	不可	2	d	B
55	4	西唐津小学校	18	複合遊具	C	不可	3	c	B
56	5	高峰小学校	1	5連鉄棒 低	B	可	2	b	B
57	5	高峰小学校	2	3連鉄棒 高	B	可	2	b	B
58	5	高峰小学校	3	雲梯①	C	不可	3	c	B
59	5	高峰小学校	4	雲梯②	C	不可	3	b	B
60	5	高峰小学校	5	4連ブランコ	B	可	2	b	B
61	5	高峰小学校	6	タイコ梯子	C	不可	3	b	B
62	5	高峰小学校	7	2連シーソー	C	可	2	c	C
63	5	高峰小学校	8	すべり台付ジャングルジム	D	不可	3	d	B
64	5	高峰小学校	9	複合遊具	C	不可	3	c	B

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
65	5	高峰小学校	10	登り棒	B	可	2	b	B
66	6	高島小学校	1	すべり台	C	不可	3	b	B
67	6	高島小学校	2	2連シーソー	C	可	2	c	B
68	6	高島小学校	3	雲梯	C	不可	3	b	B
69	6	高島小学校	4	3連鉄棒 高	B	可	2	b	B
70	6	高島小学校	5	5連鉄棒 低	B	可	2	b	B
71	6	高島小学校	6	2連ブランコ	C	可	2	c	B
72	6	高島小学校	7	登り棒	C	不可	3	b	B
73	6	高島小学校	8	ジャングルジム	C	可	2	c	B
74	7	佐志小学校	1	4連ブランコ①	C	可	2	c	B
75	7	佐志小学校	2	4連ブランコ②	B	可	2	b	B
76	7	佐志小学校	3	4連ブランコ③	C	可	2	c	B
77	7	佐志小学校	4	2連ブランコ	B	可	2	b	A
78	7	佐志小学校	5	3連鉄棒 高	B	可	1	a	A
79	7	佐志小学校	6	5連鉄棒 低	B	可	2	b	B
80	7	佐志小学校	7	7連鉄棒 低	B	可	2	b	A
81	7	佐志小学校	8	4連鉄棒 低	C	不可	3	c	C
82	7	佐志小学校	9	雲梯	B	可	2	b	A
83	7	佐志小学校	10	2連シーソー	C	可	2	c	B
84	7	佐志小学校	11	2方向すべり台	C	不可	3	b	A
85	7	佐志小学校	12	すべり台	C	不可	3	b	A
86	7	佐志小学校	13	複合遊具	C	不可	3	c	A
87	7	佐志小学校	14	ジャングルジム	C	可	2	c	B
88	7	佐志小学校	15	登り棒	C	不可	3	b	C
89	7	佐志小学校	16	吊り輪	C	可	1	c	B
90	8	鏡山小学校	1	4連ブランコ①（赤）	B	可	0	b	A
91	8	鏡山小学校	2	4連ブランコ②（青）	B	可	2	b	A
92	8	鏡山小学校	3	すべり台	B	可	0	b	A
93	8	鏡山小学校	4	シーソー①	B	可	1	a	A
94	8	鏡山小学校	5	シーソー②	A	可	0	a	A
95	8	鏡山小学校	6	すべり台付ジャングルジム	B	可	2	b	A
96	8	鏡山小学校	7	雲梯	A	可	0	a	A
97	8	鏡山小学校	8	8連鉄棒 低①（緑）	A	可	0	a	A
98	8	鏡山小学校	9	8連鉄棒 低②（黄）	A	可	0	a	A

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
99	9	久里小学校	1	複合遊具	C	可	2	c	B
100	9	久里小学校	2	登り棒	B	可	2	b	B
101	9	久里小学校	3	ジャングルジム	B	可	0	b	B
102	9	久里小学校	4	6連鉄棒1 低（運動場側）	B	可	1	b	B
103	9	久里小学校	5	6連鉄棒2 低	B	可	1	b	B
104	9	久里小学校	6	4連ブランコ	C	可	2	c	B
105	9	久里小学校	7	2連シーソー	B	可	2	b	B
106	9	久里小学校	8	雲梯	C	不可	3	b	B
107	10	鬼塚小学校	1	ジャングルジム	C	可	2	c	C
108	10	鬼塚小学校	2	雲梯付ジャングルジム	C	不可	3	c	C
109	10	鬼塚小学校	3	2方向すべり台	C	不可	3	b	B
110	10	鬼塚小学校	4	2連すべり台	C	不可	3	c	B
111	10	鬼塚小学校	5	雲梯	C	不可	3	c	C
112	10	鬼塚小学校	6	平均台	C	可	1	c	—
113	10	鬼塚小学校	7	2連シーソー	C	可	2	c	C
114	10	鬼塚小学校	8	4連ブランコ①	C	可	2	c	B
115	10	鬼塚小学校	9	4連ブランコ②	D	不可	2	d	B
116	10	鬼塚小学校	10	6連鉄棒 低	D	不可	3	d	C
117	10	鬼塚小学校	11	5連鉄棒 低	C	可	2	c	C
118	10	鬼塚小学校	12	3連鉄棒 低	B	可	1	b	B
119	10	鬼塚小学校	13	登り棒	C	可	2	b	B
120	11	湊小学校	1	5連鉄棒 低	B	可	0	b	B
121	11	湊小学校	2	4連鉄棒 高	C	可	2	c	B
122	11	湊小学校	3	4連ブランコ	B	可	0	b	A
123	11	湊小学校	4	2方向すべり台	B	可	2	b	B
124	11	湊小学校	5	ジャングルジム	B	可	2	b	B
125	11	湊小学校	6	2連シーソー	B	可	2	b	B
126	11	湊小学校	7	雲梯	B	可	2	b	B
127	11	湊小学校	8	登り棒	B	可	2	b	B
128	12	成和小学校	1	3連鉄棒 高	C	可	2	b	B
129	12	成和小学校	2	8連鉄棒 低①（運動場側）	C	可	2	b	—
130	12	成和小学校	3	8連鉄棒 低②	C	可	2	c	C
131	12	成和小学校	4	6連ブランコ	C	可	2	c	B
132	12	成和小学校	5	4連ブランコ①	D	不可	2	d	B

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
133	12	成和小学校	6	4連ブランコ②	C	可	2	c	A
134	12	成和小学校	7	2方向すべり台①	C	不可	3	b	B
135	12	成和小学校	8	2方向すべり台②	D	不可	3	d	C
136	12	成和小学校	9	ジャングルジム	D	不可	2	d	C
137	12	成和小学校	10	2連シーソー	B	可	2	b	B
138	12	成和小学校	11	雲梯	C	不可	3	b	C
139	12	成和小学校	12	登り棒	B	可	2	b	C
140	12	成和小学校	13	3連鉄棒 低	B	可	2	b	C
141	13	大志小学校	1	すべり台付ジャングルジム	C	不可	3	c	B
142	13	大志小学校	2	ジャングルジム	C	不可	3	a	A
143	13	大志小学校	3	3連鉄棒 高	B	可	2	b	A
144	13	大志小学校	4	2連鉄棒 低	C	可	2	c	A
145	13	大志小学校	5	2連鉄棒 中	B	可	2	b	A
146	13	大志小学校	6	5連鉄棒 中	B	可	2	b	A
147	13	大志小学校	7	登り棒	C	可	2	c	A
148	13	大志小学校	8	複合遊具	C	可	2	c	B
149	13	大志小学校	9	シーソー	B	可	2	b	B
150	13	大志小学校	10	雲梯	C	可	2	c	B
151	13	大志小学校	11	2連ブランコ	B	可	2	b	A
152	14	浜崎小学校	1	梯子①	C	不可	3	b	A
153	14	浜崎小学校	2	梯子②	C	不可	3	b	A
154	14	浜崎小学校	3	3連ブランコ	C	可	2	c	B
155	14	浜崎小学校	4	シーソー①	B	可	2	b	B
156	14	浜崎小学校	5	シーソー②	B	可	2	b	B
157	14	浜崎小学校	6	すべり台	B	可	1	b	A
158	14	浜崎小学校	7	鉄棒 円（一輪車手摺）	B	可	0	b	B
159	14	浜崎小学校	8	ジャングルジム	B	可	2	b	B
160	14	浜崎小学校	9	4連ブランコ	B	可	0	b	B
161	14	浜崎小学校	10	2連鉄棒 高	C	不可	3	c	B
162	14	浜崎小学校	11	6連鉄棒 低	C	可	2	c	B
163	14	浜崎小学校	12	5連鉄棒 低	C	可	2	c	B
164	14	浜崎小学校	13	10連低鉄棒 低	C	可	2	c	B
165	14	浜崎小学校	14	雲梯	C	不可	3	b	B
166	15	玉島小学校	1	すべり台	C	不可	3	c	B

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
167	15	玉島小学校	2	ジャングルジム	B	可	2	b	B
168	15	玉島小学校	3	3連雲梯	C	不可	3	b	B
169	15	玉島小学校	4	4連ブランコ	C	可	2	c	B
170	15	玉島小学校	5	タイヤ跳び	C	可	1	c	B
171	15	玉島小学校	6	旋回タワー①	D	不可	3	d	—
172	15	玉島小学校	7	旋回タワー②	D	不可	3	d	—
173	15	玉島小学校	8	3連鉄棒 高	B	可	2	b	B
174	15	玉島小学校	9	3連鉄棒 低	B	可	2	b	B
175	15	玉島小学校	10	4連鉄棒 低	B	可	2	b	B
176	15	玉島小学校	11	登りロープ	D	不可	3	d	B
177	16	平原小学校	1	4連ブランコ	B	可	2	b	B
178	16	平原小学校	2	すべり台付ジャングルジム	C	不可	3	c	B
179	16	平原小学校	3	雲梯付チェーンネットジャングル	C	不可	3	b	A
180	16	平原小学校	4	3連鉄棒 高	C	不可	3	c	B
181	16	平原小学校	5	10連鉄棒 低	C	不可	3	c	B
182	17	巖木小学校	1	すべり台	A	可	0	a	A
183	17	巖木小学校	2	シーソー	A	可	0	a	A
184	17	巖木小学校	3	ジャングルジム	A	可	0	a	A
185	17	巖木小学校	4	雲梯	B	可	1	a	A
186	17	巖木小学校	5	6連鉄棒 低	A	可	0	a	A
187	17	巖木小学校	6	登り棒	A	可	0	a	A
188	17	巖木小学校	7	4連ブランコ	B	可	2	b	A
189	18	相知小学校	1	4連ブランコ	B	可	2	b	A
190	18	相知小学校	2	複合遊具	D	不可	3	d	B
191	18	相知小学校	3	リングタワー	D	不可	3	d	B
192	18	相知小学校	4	登り棒	C	可	2	c	B
193	18	相知小学校	5	丸太シーソー	C	可	2	b	B
194	18	相知小学校	6	3連鉄棒 高	C	可	2	b	C
195	18	相知小学校	7	2連鉄棒 低①	C	可	2	b	B
196	18	相知小学校	8	13連鉄棒 低②	C	可	2	b	B
197	18	相知小学校	9	移動式鉄棒 低③	C	可	2	c	B
198	19	伊岐佐小学校	1	2連ブランコ①	B	可	2	b	B
199	19	伊岐佐小学校	2	2連ブランコ②	B	可	2	b	B
200	19	伊岐佐小学校	3	6連鉄棒 低	C	可	2	c	B

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
201	19	伊岐佐小学校	4	3連鉄棒 低	C	可	2	c	B
202	19	伊岐佐小学校	5	登り棒	C	可	2	b	B
203	19	伊岐佐小学校	6	2方向すべり台	C	不可	3	c	A
204	19	伊岐佐小学校	7	ターザンロープ	C	不可	3	c	A
205	19	伊岐佐小学校	8	木製遊具	B	可	2	b	B
206	20	北波多小学校	1	ジャングルジム	A	可	0	a	A
207	20	北波多小学校	2	雲梯	C	不可	3	b	B
208	20	北波多小学校	3	登り棒	B	可	1	a	A
209	20	北波多小学校	4	すべり台	A	可	0	a	B
210	20	北波多小学校	5	4連ブランコ	B	可	2	b	B
211	20	北波多小学校	6	4連鉄棒 低	B	可	1	a	A
212	20	北波多小学校	7	3連鉄棒 低	B	可	2	b	B
213	20	北波多小学校	8	5連鉄棒 低	C	不可	3	b	B
214	20	北波多小学校	9	シーソー	B	可	2	b	B
215	21	肥前小学校	1	すべり台付ジャングルジム	C	不可	3	c	B
216	21	肥前小学校	2	6連鉄棒 低	C	可	2	c	B
217	21	肥前小学校	3	4連ブランコ	C	可	2	c	B
218	21	肥前小学校	4	タイヤ跳び1	C	可	1	c	B
219	21	肥前小学校	5	タイヤ跳び2	C	可	1	c	B
220	22	名護屋小学校	1	4連ブランコ	D	不可	2	d	B
221	22	名護屋小学校	2	すべり台付ジャングルジム	B	可	2	b	A
222	22	名護屋小学校	3	シーソー	C	可	2	c	B
223	22	名護屋小学校	4	雲梯	C	不可	3	b	B
224	22	名護屋小学校	5	リングタワー	C	可	2	c	B
225	22	名護屋小学校	6	登り棒	D	不可	2	d	B
226	22	名護屋小学校	7	6連鉄棒 低	B	可	1	b	B
227	22	名護屋小学校	8	3連鉄棒 高	B	可	2	b	B
228	23	馬渡小学校	1	2連鉄棒 高	C	可	2	c	B
229	23	馬渡小学校	2	4連鉄棒 低	C	不可	3	c	B
230	23	馬渡小学校	3	3連ブランコ	B	可	2	b	B
231	23	馬渡小学校	4	2連シーソー	C	可	2	c	B
232	24	加唐小学校	1	ジャングルジム	B	可	2	a	—
233	24	加唐小学校	2	4連ブランコ	D	不可	2	d	B
234	24	加唐小学校	3	雲梯	B	可	2	b	B

番号	学校番号	小学校名	施設番号	施設名	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	塗装判定
235	24	加唐小学校	4	2連鉄棒 高	C	不可	3	c	B
236	24	加唐小学校	5	3連鉄棒 低	C	不可	3	b	B
237	24	加唐小学校	6	2連シーソー	C	可	2	c	B
238	25	打上小学校	1	4連ブランコ	C	可	2	c	B
239	25	打上小学校	2	1連ブランコ	C	不可	3	c	B
240	25	打上小学校	3	1連ブランコ	C	可	2	c	B
241	25	打上小学校	4	2連シーソー	B	可	2	b	B
242	25	打上小学校	5	5連鉄棒 低	B	可	2	b	B
243	25	打上小学校	6	タイコ梯子	C	不可	3	b	B
244	25	打上小学校	7	すべり台付ジャングルジム	C	不可	3	b	B
245	26	呼子小学校	1	3連鉄棒 高	B	可	2	b	A
246	26	呼子小学校	2	10連鉄棒 低	B	可	2	b	A
247	26	呼子小学校	3	すべり台	C	可	2	c	B
248	26	呼子小学校	4	雲梯	B	可	2	b	B
249	26	呼子小学校	5	6連ブランコ	A	可	0	a	A
250	26	呼子小学校	6	ジャングルジム	C	不可	3	b	B
251	27	小川小学校	1	4連ブランコ	C	可	2	c	A
252	27	小川小学校	2	すべり台	C	不可	3	c	B
253	27	小川小学校	3	ジャングルジム	B	可	2	b	A
254	27	小川小学校	4	登り棒	C	不可	3	c	B
255	27	小川小学校	5	6連鉄棒 低	C	不可	3	b	B
256	27	小川小学校	6	3連鉄棒 高	C	可	2	c	C
257	27	小川小学校	7	平均台	D	不可	2	d	—
258	28	七山小学校	1	雲梯	B	可	2	b	B
259	28	七山小学校	2	登り棒	C	不可	3	b	—
260	28	七山小学校	3	4連ブランコ	D	不可	2	d	B
261	28	七山小学校	4	すべり台付ジャングルジム	B	可	2	b	B
262	28	七山小学校	5	3連鉄棒 高	B	可	2	b	B
263	28	七山小学校	6	8連鉄棒 低	B	可	2	b	B

議案第 35 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定
に係る意見について

令和 8 年 9 月唐津市議会定例会に上程する唐津市立学校体育施設の開放に関する
条例の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 唐津市立学校体育施設の使用料の見直し並びに空調機設置に伴い、令
和 8 年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市立学校体育施設の開放に関する条
例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求め
るものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

唐津市立学校体育施設の使用料の見直し並びに空調機設置に伴い改正するもの。

3 条例案の内容

- (1) 公共施設の使用料適正化に関する方針（令和4年3月策定）に基づき、使用料を改正する。
- (2) 屋内運動場への空調機設置に伴い、使用料を設定する。

4 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

唐津市条例第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例（令和４年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分		金額（１時間当たり）
屋内運動場	２面	４２０円
	１面	２１０円
剣道場	全面	１１０円
屋内運動場空調機	２面	５４０円
	１面	２７０円

備考 利用時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 5 号参考資料

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
区分		金額（1 時間当たり）	区分		金額（1 時間当たり）
屋内運動場	2 面	4 2 0 円	屋内運動場	2 面	4 0 0 円
	1 面	2 1 0 円		1 面	2 0 0 円
剣道場	全面	1 1 0 円	剣道場	全面	1 0 0 円
屋内運動場空調機	2 面	5 4 0 円			
	1 面	2 7 0 円			
備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。					

議案第 36 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

令和 8 年 9 月唐津市議会定例会に上程する唐津市公民館条例の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 公民館の使用料の見直しに伴い、令和 8 年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市公民館条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市公民館条例の一部を改正する条例

2 改正理由

公民館の使用料の見直しに伴い改正するもの

3 改正内容

使用料を改正するもの。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。

唐津市条例第 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例

唐津市公民館条例（平成１７年条例第３００号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市公民館条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 6 号参考資料

唐津市公民館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第 3 (第 7 条関係)				別表第 3 (第 7 条関係)			
区分	金額 (1 室につき 1 時間当たり)			区分	金額 (1 室につき 1 時間当たり)		
	大会議室 (200 平方メートル以上)	会議室 (100 平方メートル以上 200 平方メートル未満)	その他の会議室 (100 平方メートル未満)		大会議室 (200 平方メートル以上)	会議室 (100 平方メートル以上 200 平方メートル未満)	その他の会議室 (100 平方メートル未満)
志道公民館	3, 300 円	2, 400 円	900 円	志道公民館	2, 200 円	1, 600 円	600 円
大成公民館				大成公民館			
竹木場公民館				竹木場公民館			
高島公民館				高島公民館			
鏡公民館				鏡公民館			
久里公民館				久里公民館			
鬼塚公民館				鬼塚公民館			
湊公民館				湊公民館			
神集島公民館				神集島公民館			
大良公民館				大良公民館			
西唐津公民館				西唐津公民館			
東唐津公民館				東唐津公民館			
長松公民館				長松公民館			
成和公民館				成和公民館			
佐志公民館				佐志公民館			

浜玉公民館		浜玉公民館			
北波多公民館		北波多公民館			
肥前公民館		肥前公民館			
鎮西公民館		鎮西公民館			
打上公民館		打上公民館			
呼子公民館		呼子公民館			
七山公民館		七山公民館			
略	略	略	略		
備考 略					

浜玉公民館				
北波多公民館				
肥前公民館				
鎮西公民館				
打上公民館				
呼子公民館				
七山公民館				
略	略			
備考 略				

県内自治体公民館使用料の状況について(R8.6調べ)

自治体		唐津市	佐賀市	鳥栖市	多久市
使用料徴収基準	徴収の有無	原則無料	原則有料	公民館設置なし (まちづくり推進センター有)	原則有料
	例外となる条件	社会教育法第20条の目的以外に使用する 場合	(1)市内を活動の拠点とする団体又は市内に住所を有する者が、社会教育、生涯学習又は地域コミュニティ活動その他これに類する公益性のある活動のために使用する 場合 (2)市が主催する行事のために使用する 場合		・市長が必要であると認めるとき ・高齢者(65歳以上)が健康と福祉の増進及び教養の向上のために憩いの間を利用するときは、使用料は無料。
減免規程		×	○	○	○
大会議室利用料金		現行:2,200円(1H) 改定後(予定):3,300円(1H)	730円(1H) (1)市外(社会教育、生涯学習又は地域コミュニティ活動その他これに類する公益性のある活動等のために使用するものを除く。)は2倍 (2)陳列、物品販売等営利を主たる目的とする場合は3倍 ⇒市外かつ陳列、物品販売等営利を主たる目的とする場合は6倍	460円(1H)	大広間600円(1H) ※大広間は200㎡未満 市外は2倍
冷暖房料		×	実費	×	(使用料に含む)
施設所管部局		教育委員会	市長部局	市長部局	教育委員会

自治体		伊万里市	武雄市	鹿島市	小城市
使用料徴収基準	徴収の有無	公民館設置なし (コミュニティセンター有)	原則有料	原則無料	原則有料
	例外となる条件		市長が特別の事由により必要であると認めたとき	社会教育法第20条の目的以外に使用する 場合	(1)市並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定による委員及び委員会が利用する場合 (2)社会教育団体が社会教育活動のために利用する場合 (3)そのほか、特に必要と認める場合
減免規程		○	○	×	○
大会議室利用料金		任意の団体等の研修活動:270円(1H) その他:820円(1H)	390円(1H)	3,300円(9-12時) 4,400円(13-17時) 5,260円(18-22時) 7,700円(9-17時) 9,600円(13-22時) 12,960円(9-22時) ※すべて利用1回あたりの料金	ホール952円(1H)
冷暖房料		×	(北方公民館の北方文化ホールのみ設定有)	×	ホール1,904円
施設所管部局		市長部局	教育委員会	教育委員会	教育委員会

県内自治体公民館使用料の状況について(R8.6調べ)

自治体		嬉野市	神崎市	糸島市	福岡市
使用料 徴収基準	徴収の 有無	原則有料	原則有料	公民館設置なし (コミュニティセンター有)	原則有料
	例外とな る条件	市長が特別の事由により必要があると認めたとき	社会教育団体 市長が特に必要と認めたとき		教育委員会が公益上その他特別の理由により必要があると認めたとき
減免規程		○	○	○	×
大会議室利用料金		大集会室800円(1H) 市外10割増し(=2倍)	講堂300円(1H) 市外5割増し(=1.5倍)	195円(1H)(9-17時) 250円(1H)(17-22時) 営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合:3倍 500円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合:1.5倍 2,000円以上の入場料を徴収する場合:2倍	講堂600円(1H) その他350円(1H) 入場料等を徴収する場合は2倍
冷暖房料		大集会室500円(1H)	講堂2,000円(1H)	大研修室500円(1H)	×
施設所管部局		教育委員会	教育委員会	市長部局	教育委員会

議案第 37 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係
る意見について

令和 8 年 9 月唐津市議会定例会に上程する唐津市都市コミュニティセンター条例
の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い、令和 8
年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市都市コミュニティセンター条例の一
部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるも
のである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

2 改正理由

唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するもの

3 改正内容

使用料を改正するもの。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和9年4月1日から適用する。

唐津市条例第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市都市コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０５号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市都市コミュニティセンター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 7 号参考資料

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第 1 1 条関係）		別表（第 1 1 条関係）	
区分	金額（1 室につき 1 時間当たり）	区分	金額（1 室につき 1 時間当たり）
大会議室（2 0 0 平方メートル以上）	<u>3, 3 0 0 円</u>	大会議室（2 0 0 平方メートル以上）	<u>2, 2 0 0 円</u>
会議室（1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満）	<u>2, 4 0 0 円</u>	会議室（1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満）	<u>1, 6 0 0 円</u>
その他の会議室（1 0 0 平方メートル未満）	<u>9 0 0 円</u>	その他の会議室（1 0 0 平方メートル未満）	<u>6 0 0 円</u>
備考 略		備考 略	

議案第 38 号

唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係
る意見について

令和 8 年 9 月唐津市議会定例会に上程する唐津市厳木コミュニティセンター条例
の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 唐津市厳木コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い、令和 8
年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市厳木コミュニティセンター条例の一
部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるも
のである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

2 改正理由

唐津市厳木コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するもの

3 改正内容

使用料を改正するもの。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和9年4月1日から適用する。

唐津市条例第 号

唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市厳木コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０６号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市厳木コミュニティセンター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 8 号参考資料

唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第 8 条、第 1 5 条関係）		別表（第 8 条、第 1 5 条関係）	
区分	金額（1 室につき 1 時間当たり）	区分	金額（1 室につき 1 時間当たり）
大会議室（2 0 0 平方メートル以上）	<u>3, 3 0 0 円</u>	大会議室（2 0 0 平方メートル以上）	<u>2, 2 0 0 円</u>
会議室（1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満）	<u>2, 4 0 0 円</u>	会議室（1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満）	<u>1, 6 0 0 円</u>
その他の会議室（1 0 0 平方メートル未満）	<u>9 0 0 円</u>	その他の会議室（1 0 0 平方メートル未満）	<u>6 0 0 円</u>
備考 略		備考 略	

議案第 39 号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

令和 8 年 9 月唐津市議会定例会に上程する唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 近代図書館の分室設置及び使用料見直しに伴い、令和 8 年 9 月唐津市議会定例会へ唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例

2 改正理由

相知図書館の移転に伴う近代図書館の分室設置及び使用料の見直しに伴い唐津市近代図書館条例の一部を改正するもの

3 条例案の内容

(1) 第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する近代図書館に、次の分室を置く。

名称	位置
唐津市近代図書館浜玉分室	唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1
唐津市近代図書館相知分室	唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8
唐津市近代図書館呼子分室	唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1

(2) 第3条第1項第3号を次のように改める。

美術ホールにおいて美術展等の展覧会を開催すること。（分室を除く。）

(3) 使用料を改正するもの。

4 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

唐津市条例第 号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例

唐津市近代図書館条例（平成 17 年条例第 311 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する近代図書館に、次の分室を置く。

名称	位置
唐津市近代図書館浜玉分室	唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1
唐津市近代図書館相知分室	唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8
唐津市近代図書館呼子分室	唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1

第 3 条第 1 項第 3 号中「こと。」の次に「（分室を除く。）」を加える。

別表中「18, 330 円」を「27, 490 円」に、「31, 520 円」を「47, 280 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の唐津市近代図書館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（唐津市近代図書館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正）

4 唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

() 唐津市相知図書館条例（平成 1 7 年条例第 3 1 2 号）

（唐津市相知図書館条例の廃止に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の唐津市相知図書館条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

議案第 39 号参考資料

唐津市近代図書館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																				
(名称及び位置) 第 2 条 略 2 前項に規定する近代図書館に、次の分室を置く。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>唐津市近代図書館浜玉分室</td><td>唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1</td></tr> <tr> <td>唐津市近代図書館相知分室</td><td>唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8</td></tr> <tr> <td>唐津市近代図書館呼子分室</td><td>唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1</td></tr> </table> (事業) 第 3 条 近代図書館は、次に掲げる事業を行う。 (1) 及び (2) 略 (3) 美術ホールにおいて美術展等の展覧会を開催すること。<u>(分室を除く。)</u> (4) ～ (6) 略 別表 (第 8 条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>金額 (1 日当たり)</th></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td><td><u>2 7, 4 9 0 円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td><td><u>4 7, 2 8 0 円</u></td></tr> </table> 備考 略	名称	位置	唐津市近代図書館浜玉分室	唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1	唐津市近代図書館相知分室	唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8	唐津市近代図書館呼子分室	唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1	区分	金額 (1 日当たり)	入場料を徴収しない場合	<u>2 7, 4 9 0 円</u>	入場料を徴収する場合	<u>4 7, 2 8 0 円</u>	(名称及び位置) 第 2 条 略 (事業) 第 3 条 近代図書館は、次に掲げる事業を行う。 (1) 及び (2) 略 (3) 美術ホールにおいて美術展等の展覧会を開催すること。_____ (4) ～ (6) 略 別表 (第 8 条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>金額 (1 日当たり)</th></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td><td><u>1 8, 3 3 0 円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td><td><u>3 1, 5 2 0 円</u></td></tr> </table> 備考 略	区分	金額 (1 日当たり)	入場料を徴収しない場合	<u>1 8, 3 3 0 円</u>	入場料を徴収する場合	<u>3 1, 5 2 0 円</u>
名称	位置																				
唐津市近代図書館浜玉分室	唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1																				
唐津市近代図書館相知分室	唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8																				
唐津市近代図書館呼子分室	唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1																				
区分	金額 (1 日当たり)																				
入場料を徴収しない場合	<u>2 7, 4 9 0 円</u>																				
入場料を徴収する場合	<u>4 7, 2 8 0 円</u>																				
区分	金額 (1 日当たり)																				
入場料を徴収しない場合	<u>1 8, 3 3 0 円</u>																				
入場料を徴収する場合	<u>3 1, 5 2 0 円</u>																				

相知図書館条例廃止について

1 経緯

平成30年9月に策定された「唐津市公共施設再配置計画」において、図書館については、「広域施設として市域に一つの機能配置を基本とする。ただし、地域における図書サービス機能については、充実を図るものとする。」との方針が示され、その中で、相知図書館は前期実行プラン期間の令和9年度までに図書サービス機能の移転を検討することになった。

当初は、相知市民センター庁舎の整備に合わせ、相知市民センター内への移設を検討していたが、令和2年11月に開催された公共施設のあり方に係る特別委員会において、図書室もしくは図書スペースとして相知交流文化センター内に移転することが望ましいとの提言を受けたこと、また、相知町保健センターが公共施設再配置計画の実行プランで機能集約とされていることを踏まえ、関係部署と協議を重ねた結果、相知町保健センターへの移転の判断に至ったもの。

2 今後の方針について

現在の相知図書館は、昭和56年に開館し45年経過、老朽化及び耐震基準を満たしていないため、現状での利活用は難しく、また、唐津市公共施設等総合管理計画で公共施設の削減目標に基づき、解体を進めたい。

跡地の利活用にあたっては、関係部署との協議の上、有効活用を進めていく。

3 条例廃止の時期

令和9年4月1日から廃止する。

4 施設の概要

所在地：唐津市相知町相知1959番地5

敷地面積：611.68㎡（延床面積：535.5㎡）

施設建物：鉄筋コンクリート造 2階建

建物完成：昭和56年1月31日

開館：昭和56年4月

相知図書館及び各エリア公民館図書室の 分室化に伴う条例改正について

1 条例改正の理由

相知図書館の移転に伴い近代図書館相知分室に変更し、併せて浜玉公民館図書室及び呼子公民館図書室を近代図書館の浜玉分室及び呼子分室にするため、唐津市近代図書館条例改正を行う。

2 分室化の経緯

平成30年9月に策定された「唐津市公共施設再配置計画」において、図書館については、「広域施設として市域に一つの機能配置を基本とする。ただし、地域における図書サービス機能については、充実を図るものとする。」との方針が示された。この方針を踏まえて、図書サービスの全市的な方向性として、近代図書館を中心に、市域を東部、西部、南部のエリアに分け、分室とすることを目指し、令和3年3月24日の定例教育委員会で移転及び分室化の内容を取り込んだ図書サービス計画が承認された。

3 各エリアの現状

○公民館等の蔵書冊数・個人貸出冊数・司書人数（令和8年4月1日現在）

施設名	エリア内人口	蔵書数	個人貸出冊数	司書人数
（参考）近代図書館	71,895人	288,531冊	248,247冊	9名
計	71,895人	288,531冊	248,247冊	9名
浜玉公民館	11,713人	17,177冊	14,117冊	1名
七山公民館	1,631人	3,982冊	299冊	0名
東部計	13,344人	21,159冊	14,416冊	1名
肥前公民館	5,375人	8,685冊	583冊	0名
鎮西公民館	4,452人	6,461冊	235冊	0名
呼子公民館	3,510人	7,056冊	1,245冊	0名
西部計	13,337人	22,202冊	2,063冊	0名
厳木公民館	3,266人	7,624冊	617冊	0名
相知図書館	6,280人	37,324冊	33,075冊	2名
北波多公民館	3,812人	4,586冊	598冊	0名
南部計	13,358人	49,534冊	34,290冊	2名
合計	111,934人	381,426冊	299,016冊	12名

※近代図書館のエリア内人口に関しては旧市内エリアの人口

【分析】

- ・相知図書館、浜玉公民館の貸出数が他の公民館より突出

※司書による図書サービスの効果

4 分室のビジョン

○今後の展開

相知図書館を廃止し、南部エリアの図書サービスの拠点として近代図書館相知分室を設ける。

浜玉・呼子両公民館図書室を、近代図書館の分室とし、各々東部、西部エリアの図書サービスの拠点として位置付ける。

東部、西部、南部エリアの各拠点に司書資格を有する職員を配置し、エリア内の統括と近代図書館との相互連携を図る。

○分室化後の司書配置

施設名	統括するエリア	司書人数
近代図書館	市内全域	9名
相知分室	相知・厳木・北波多	1名
浜玉分室	浜玉・七山	1名
呼子分室	呼子・鎮西・肥前	1名
計		12名

※司書の人数に関しては現在と変更なし。

【説明】

- ・ 図書サービスの各拠点に司書を1名ずつ配置
→ エリア内の統括と近代図書館との相互連携により利用促進を図る

■司書について

ニーズを把握しながら、選書、除籍、おはなし会への支援等が主な業務。

図書館法第13条で必要と認める専門的職員(＝司書)、事務職員及び技術職員を置くとされている。

市民と本との結びつきを強くし、近代図書館では行き届かない図書サービスをカバーするのが、各拠点に配置される司書の役割。

各拠点に司書が配置された場合は、司書と市民の距離が近くなるため、地域の意向を十分に把握しながら選書やイベント企画等を通じて図書サービスの向上が期待できる。

○本館・分館・分室の役割の整理

	法令上可能とされる 図書館サービス	唐津市として実施したい 図書館サービス	根拠法令
本館	図書等資料の保管・収集 図書の閲覧・貸出 レファレンス 相互貸借 読書会等の開催・奨励 他の機関との連絡及び協力	図書等資料の保管・収集 図書の閲覧・貸出 レファレンス 県内外の図書館との相互貸借 読書会等の開催・奨励 他の機関との連絡及び協力	図書館法第3条
	複写サービス	複写サービス	著作権法第31条
分館	図書等資料の保管・収集 図書の閲覧・貸出 レファレンス 相互貸借 読書会等の開催・奨励 他の機関との連絡及び協力		図書館法第3条
	複写サービス		著作権法第31条
分室	図書等資料の保管・収集 図書の閲覧・貸出 レファレンス 相互貸借 読書会等の開催・奨励 他の機関との連絡及び協力	図書等資料の保管・収集 図書の閲覧・貸出 レファレンス 県内図書館との相互貸借 講習会・資料の展示 学校・公民館等との連絡及び協力	図書館法第3条
	複写サービス	複写サービス	著作権法第31条
公民館 図書室	図書等資料の提供・貸出		社会教育法第22条 第3号

※分室に関して、図書館法上、権限の範囲や制限に関する明示的な規定がない。

※レファレンス

図書館の資料や機能（オンライン検索等を含む）で、図書館員が利用者の調べものや相談に回答するサービス。

※複写

図書館は、著作権法第31条第1号の定めにより、利用者の求めに応じ、その調査研究用として、図書館資料の一部分の複写が一人につき一部可能。

※相互貸借

図書館同士が所蔵している本を貸し借りすること。

例）探している本が唐津市内の図書館にない場合、蔵書のある他の自治体の図書館から取り寄せることで、該当の本を借りることができる。

○図書館法

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

○著作権法

(図書館等における複製等)

第三十一条 略

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合